

第百二十回国会 大蔵委員会 議 録 第 七 号

(二三〇)

平成三年二月二十七日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 平沼 超夫君

理事 尾身 幸次君 理事 大石 正光君

理事 田中 秀征君 理事 村井 仁君

理事 村上誠一郎君 理事 中村 正男君

理事 早川 勝君 理事 日笠 勝之君

理事 浅野 勝人君 理事 井奥 貞雄君

理事 石原 伸晃君 理事 岩村卯一郎君

理事 狩野 勝君 理事 金子徳之介君

理事 河村 建夫君 理事 久野統一郎君

理事 小坂 憲次君 理事 住 博司君

理事 戸塚 進也君 理事 萩山 教嚴君

理事 林 大幹君 理事 網田 博之君

理事 前田 正君 理事 柳本 卓治君

理事 山下 元利君 理事 小野 信一君

理事 大木 正吾君 理事 佐藤 恒晴君

理事 沢田 広君 理事 仙谷 由人君

理事 筒井 信隆君 理事 富塚 三夫君

理事 細谷 治通君 理事 堀 昌雄君

理事 渡辺 嘉藏君 理事 井上 義久君

理事 宮地 正介君 理事 正森 成二君

理事 中井 治君 理事 菅 直人君

出席國務大臣

大蔵 大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員

内閣法制局第三 津野 修君

部長 警察庁警備局長 吉野 準君

防衛庁参事官 内田 勝久君

防衛庁参事官 玉木 武君

防衛庁参事官 上原 祥雄君

防衛庁長官官房 日吉 章君

防衛庁防衛局長 島山 蕃君

委員外の出席者

会計検査院事務 安部 彪君

総局第一局長 大蔵委員会調査 兵藤 廣治君

室長

委員の異動

二月二十七日

辭任

衛藤征士郎君

中西 啓介君

柳本 卓治君

同日

辭任

金子徳之介君

小坂 憲次君

住 博司君

補欠選任

住 博司君

金子徳之介君

小坂 憲次君

補欠選任

中西 啓介君

柳本 卓治君

衛藤征士郎君

本日の會議に付した案件

湾岸地域における平和回復活動を支援するため

平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措

置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する

法律案(内閣提出第四九号)

○平沼委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、湾岸地域における平和回復活動を支

援するため平成二年度において緊急に講ずべき財

政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に

関する法律を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。大石正光君。

○大石(正)委員 本日、大蔵大臣にぜひ今回の法

案に対して質疑をさせていただきたいと思いま

す。

多国籍軍が地上戦を開始しましてちょうど三日

目、クウェートが解放されたという報道が各地で

あるわけでありまして。そういう意味において、大

蔵大臣は長年の間、この湾岸の平和に対して全力

を挙げて努力をされてきたわけでありまして。この

事実を踏まえて、大蔵大臣として御自身の今まで

の御努力の結果、そして今解放された現実の中で

どのようにお考えであるか、御意見をいただきたい

と思います。

○橋本國務大臣 本朝の湾岸危機対策本部の会合

におきまして、昨夜までの情勢の報告を受けまし

た。そして、今クウェートが平和を取り戻しつつ

あるということについては、ほっとする思いが一

部にございます。

と同時に、その後、予算委員会として大蔵委員

会と継続いたしまして、本日に入りました。からの

状況を私は確認をいたしておりますけれども、

イラク軍がクウェートから撤退を開始したにかか

わらず、国連決議の六百六十のみが引用されてお

りましたことに私も非常に危惧の念を持ってお

ります。正統な政府が復帰することをイラクは

認めたのか、またクウェートという国が独立の主

権を持つ国家であることをイラクは認めたのか、

さらにクウェートの国内に非常に大きな破壊を、

そしてまた人命の損傷まで伝えられている状況の

中でイラクはその補償の責めに応ずるのか、こう

した思いが一方ではなお大きな不安として残つて

おります。そして、国連の安全保障理事会六百六

十から六百七十八に至る各十二の決議というもの

が完全に守られる状態の中でイラクがクウェート

から兵を引いてくれていたら、その思いが今なお

強くいたしております。

○大石(正)委員 アメリカは国連の六百六十号の

決議によつていろいろとイラクに対して攻撃をしてきたわけでありますが、今日ブッシュ大統領の発言によりまして、イラクのフセイン大統領がいゝろいゝろの意味で積極的な攻撃をするということ、まだ十分であると主張をされているわけでありまして、しかし、第一次世界大戦以後今日まで、アラブ、中東においてさまざまな紛争が行われてきました。特にレバノンの紛争は長い間のものであります。もしイラクがこのような形で政権としてフセインがなくなった場合、第二レバノン化になるのではないかとこの危惧もあるわけでありまして。

イランにおきましてもサウジアラビアにおきましても、そしてまたトルコにおきましても、それぞれ民族間の争いの中で一つの国境が引かれてきたわけでありまして、その力のバランスが狂うことによつて大変大きな諸問題が起るわけでありまして。そういう意味において、アメリカのイラクのフセイン大統領の姿勢に対しての不信感というものもは当然であります。今日まで国連というものもを基本にした平和のために努力をしてきた我が日本としてみれば、これからはさらにその国連での活動を基本とした平和をぜひアメリカにも求めていくことが必要である、私はそのように思うわけでありまして。

その点で、これからぜひともそういう面を積極的に大臣としてもひとつ御努力をいただきたいと思うわけでありまして、この平和回復活動のための緊急な九十億ドルの支援に対してのきょうの質疑でありますので、今日の湾岸支援の財源措置について、大臣は次世代に負担をかけるような形でやっていくことを前々からお話をされておりました。今回委員会としてこのような議決をする前に、ぜひその御所見をまずもお伺いしたいと思ひます。

○橋本国務大臣 こうした大変不幸な事態の中、どうしてもクウェートから立ち退こうとしないイラクに対して、ついに多国軍が実力でこれを排除するという状態になりました。

そうした中におきまして、日本も湾岸における平和と安定の回復のために多国軍に対する資金協力をを行うことになったわけでありまして、その時点で私が考えました一つの大きな問題点は、よくよく私どもは赤字公債依存体質から脱却したいというが、なお本年度末には百六十八兆円という巨額の国債残高を残しているわけでありまして。そして我々は、この累増に何とか歯止めをかけるければならない、努力を続けてまいりました。国際社会の中において日本が応分の貢献をしていくためには、国力にふさわしい貢献をしてまいらねば、この多国軍に対する資金協力は私は必要だと思ひます。しかし同時に、財源の裏打ちを伴わない赤字公債というものにこれを依存することとは、今我々の時代における平和と安定の回復のための費用を後世代にツケを回すことになり、これは私としてはとるべきではないと考え続けてまいりました。

そうした中において、一番最初に私は、この必要経費というものをすべて国民に臨時の御負担をお願いする形で考えました。しかし、本院における御議論を伺いながら、我々としてもなお努力をしなければならぬという思いの中で、平成二年度の予算におきましても、また今後御審議をいただき、成立を急いでいただきたいと願つておる平成三年度の予算におきましても、政府自身が削減合理化の努力をすることにより、少しでも新たに国民に御負担を願う部分を減らさなければいけないという思いの中で、平成二年度の補正予算並びにこれに関連する本日御審議をいただきます一括の法律案をまとめた次第でございます。やはり我々としては、後世代にこれ以上この異常な中で発生した負担というものをツケ回しをすることは避けなければならぬ、今真剣にそう考えております。

○大石(正)委員 大臣がお話しになった後世代に残さないという面は大変すばらしいことだと思ひわけでありまして、特に今回の日本の世界に対する貢献というもののの中では、九十億ドルの支援は

当然のことだと私は考えるわけでありまして。

その中において、大臣御発言になりましたその財源は、平成三年度も含めた予算の削減を含みながら、これからそういう新しい時代に向かつての緊急措置の対処をしたと思うわけでありまして、その財源措置はどのような形で具体的に削減し、そしてまたどのような御努力をされたか、その辺を御説明をいただきたいと思ひます。

○小村政府委員 今般の九十億ドルの追加支援の財源措置については、ただいま大臣のお答えもありましたように、まず政府といたしまして歳出の削減合理化等によつて最大限の努力を行う、なお不足する財源については、新たに臨時的な税制上の措置を講ずることとしたところでござい

す。その歳出の削減等につきましては、具体的には平成二年度予算の既定経費の削減、これは防衛庁を初め各省庁の御協力をいただきまして、百十六億円の削減をいたしました。さらに予備費の減額二百五十億円、それから税外収入の増加千六百四十五億円、平成二年度におきましては合計二千一億円の財源を捻出したしました。

それから平成三年度予算につきましては、予備費の減額二千億円、さらに国庫債務負担行為に係る平成四年度以降の支出額を含めまして、防衛関係費等から千九億、平成三年度は合計三千九億円でござい

ます。○大石(正)委員 そうしますと、二年度の予備費の削減をしたわけでありまして、三年度の予算の削減をいたしました。さらに予備費の減額二百五十億円、それから税外収入の増加千六百四十五億円、平成二年度におきましては合計二千一億円の財源を捻出したしました。

○尾崎政府委員 国民の皆様は今臨時の税負担をお願いするに当たりまして、やはり内容がわかりやすいものであること、それから経済社会に對する負担ができるだけ少ないものであること、それから税収の確保が確かなこと、それから手続等が簡素であること、そういうようないろいろな要素を考えまして、石油税におきまして、現行の税率の半分の負担を一年間だけお願いする。それから法人税につきましては、中小法人に対する配慮をした上で、法人税額に對しまして二・五%の臨時の負担を一年間だけお願いする、そのように考えたわけでございます。

○大石(正)委員 今、石油税と法人税に對して一年間という限定の措置だということでありまして。緊急な措置でありまして、一年間に限定してやるといふことによつて、国民はある程度理解すると思うわけでありまして、しかし、これは一年度限定という形で本当に財源になるのでしょうか。今日から九十億ドル支出をして、その後いろいろな面でうわさをされております復興資金の面が必ず出てくるわけでありまして。今政府としては、世界に貢献する中で九十億ドルというものをまず前面にやつて、それをやつた後でまた改めて復興に對する政府の援助というものを考えるわけでありまして、それは国連があくまでベースで考えてくるわけでありまして、そういう点は国連との対応というものが出てくると思うわけであり

す。しかし、この一兆一千七百億という九十億ドルの財源を確保した場合、それは一年限りであるとし、もしまた新たに財源として確保する必要が出てくれば、当然臨時措置という形で進むのか、そうでなければ別な形で新しい財源を求めるのか、その辺のお考えはあるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○橋本国務大臣 先般来、各場面におきまして、この湾岸に平和が回復した時点における負担というものが論議をされております。しかし、実は一体どれだけの費用がかかるものなのか、またその破壊の状況はどのような態様のものなのか、そうした点について実は全くつまびらかではありません。

そうした中におきまして、先般来予算委員会におきましては、私はこう申し上げてまいりました。

当然日本としてその復興に対して協力を惜しまない、これはそのとおりであります。また、さまざまな基金構想等が取りだたされておりますけれども、例えば欧州復興開発銀行の設立に至る経緯を見ましても、新たな国際的な金融機関を創設するには二年近い時間がかかっております。そうすると、この湾岸の平和が回復した後にける復興というものに果たしてそれだけの時間のゆとりがあるかどうか。こうしたことを考えますと、やはりIMFあるいは世銀といった、現に既に存在する国際機関をフルに活用することによって対応することがまず先決ではなからうかと私は考えております。

と同時に、もう一つは、今肝心のアラブの人たちから、どういう理想図を持ってその復興に挑むかという考え方は示されておられません。今世上に提起されておりますのは、あるいはアメリカにおける、あるいはECにおける、さらには日本における議論でありまして、肝心のアラブの方たちがどのような気持ちを持っておられるかについて、我々は知る必要があると考えております。

これらの声を集約する場が国連になりますのか、あるいはまた別途の支援グループのような形をとることになりますのか、今のところは全く分明的ではありません。しかし、我々がその要望に対応していくには、あるいはODAを活用する方法もありまして、さまざまな対応が考えられると思っております。現時点においては確たることを申し上げるだけ状況が落ちついておらない。しかし、我々はその場面に全力を尽くしてその再建に協力していく、そうした気持ちのみをきょうは申し上げさせていただきますと思っております。

○大石(正)委員 ただいま大臣のお話があったわけですが、今回二年度の補正の中で、税外収入の特殊法人等、いろいろと財政の面で御努力をされてきたわけでありまして、その結果、これだ

けの一兆一千七百億という金額がされたわけでありまして、そして、今大臣がお話しになったように、これからの先の見通しはまだたつていない。要するに、アラブの諸国からの要望もあり、また国連の活動もあり、そしてまたその中においてのこれからの日本の対応もあるということ、また非常に不透明な事態であるというお話でありまして、それは確かでしょう。

しかし、今この九十億ドルの予算の中で、国民が法人税の中で負担をし、また石油税で負担をし、今日この九十億ドルに対しての理解を示しているわけでありまして、その理解をこれから世界平和への貢献の中で求めていく中では、やはり一つの区切りとして、今回のこの一年限りというものはきちっとした区切りをし、そしてさらにこの次に必要な時期には、ODAやまた各種法人に財源を求め、国民の負担をなるべく少なくするという努力をして、大蔵省としても、また政府としても、多くの国民の皆様方に御負担をいただく上においても、なるべく少なくして、はつきりとした説明をしていくという姿勢がやはり必要であります。

緊急財源として必要なことはよくわかっております。去年からもう半年以上わたって、平和法案を初めさまざまな面での努力をしてきたわけでありまして、しかし、結果的にここまで参りましたが、日本の対応というのは大変おくれで今日まで来たわけでありまして、そういう面では、決して大蔵省がどうこうというわけではなくて、政府初め全体的な国民の合意というものが、まだまだ努力が不足しておるといふことあらわれではないかと思うわけでありまして、そういう点で、これからそういう面での国民の合意を求めて、開かれた大蔵省として、よりわかりやすい、要するに目的というものを国民に説明する機会をこれからもつくっていただきたいと心からお願いを申し上げます。

さて、新たな財源の中でこれから協議をするわけでありまして、いろいろな面で、新聞報道によりますと、現にクウェートの現状、そしてまたさまざまな意味での荒廃というものが、これから復興をどのようにするかという問題が大きくあらわれてくるわけでありまして、それは、今日まで我が国政府として努力をしてきた国連への協力の中の一環でもあると思っております。その中で、今日まで努力をしてきた外務省が、これからこのような新しい復興の中でどのような姿勢を示していこうとしているのか、その辺の御意見をいただきたいと思っております。

○渡辺(允)政府委員 お答え申し上げます。私ども、現在は、イラクのクウェートに対する侵略によりまして発生いたしました現在の湾岸の情勢につきましまして、この平和が回復されるために全力を尽くすべく思っておりますけれども、その平和が回復された場合には、さらに中東地域全体の長期的な安定と繁栄を確保するために、日本としても貢献をすべきものと思っております。

そのための分野といたしましては、経済面での復旧、復興、それから軍備管理、武器輸出の管理の問題、それからパレスチナ問題等の国際政治問題、さらには地域での安全保障の問題等があると承知しておりますけれども、できる限りこの域内の国々のイニシアチブ、努力を尊重いたしまして、それを支援するという方向で対処していきたいと考えております。

○大石(正)委員 去る二十六日のフセイン大統領のクウェート撤退表明の中で、それぞれ各国がそれぞれの意見の中ではっきりとした意思表示をしていくわけでありまして、その中において、当然我が国もイラクに対する、撤退に対する意見があったはずであります。外務省としては、また政府としてはどのような意見として諸外国に対して正式に発表しているのか、その辺の御意見を承りたいと思っております。

○渡辺(允)政府委員 イラクのフセイン大統領の声明につきましては、これがクウェートからイラク軍を撤退させるということは申し上げておりますけれども、その後のクウェートの独立国としての状

況等についてどういう立場をとっているのか、非常にはつきりしてないわけでございます。このことは、また国連の議論におきまして、イラクの代表が安保理決議六百六十以外の決議について、これがもう無効になったとか意味がなくなったとかいう発言をしておることにもあらわれておるかと思っております。問題の根本は、やはりイラクがクウェートを侵略し、併合したということにございまして、そのために、これまで安保理が採択をしてまいりましたすべての決議をイラクが受け入れて、問題を解決するようにという立場をとりまして、それをいろいろな機会に明らかにしておるわけでございます。

具体的には、例えば国連の安保理で、これはしばらく前でございますけれども、私も今安保理のメンバーでございますが、我が方の大使がその趣旨の発言をいたしております。

○大石(正)委員 ブッシュ大統領がこのイラクの撤退に対して発言をし、また英国の首相も発言をし、それぞれ各国の首脳が正式に諸外国に対して発表しておるわけでありまして、しかし、今のお話によりまして、しばらく前にこういう話をしたという形で今お話を聞いたわけでありまして、今日まで百日以上、平和法案から始まって外務省の対応は大変苦勞してきたと思うわけでありまして、苦勞してきたと同時に、実際に行動の中にも非常に紆余曲折、一貫性がなかったように多くの国民から見られているわけでありまして、

今回、各国政府が正式にきちっとした意思表示をし、そしてその対応というものがきちっとあらわれている中で、外務省としてはいまだそういう面での諸外国に対する意思表示というものをされていないんでしょか。勉強不足で申しわけありませんが、私はそういう点をきつりとまだ伺っていないのですが、そういうようなことをどのよう

○渡辺(允)政府委員 私どもといたしましては、例えば本日、それから昨日、それぞれ対策本部の会合がございまして、その会合での内閣としての意思統一を受けまして、官房長官からその結果を発表いただいております。私どもといたしまして、これを外国にも十分周知するように手配をいたしております。

○大石(正)委員 現に、ニュースではあります。が、英国、フランス、ドイツの外務大臣がアメリカを訪問し、そしてアメリカ政府と協議をするというニュースが既に入っているわけでありまして、我が国は、ドイツと同じように財政面で拠出をしている国であります。そして、平和外交としてそれなりに国連の活動の中でアメリカに貢献をしているというものが外務省の主張だと思っております。我が国は、これからの戦時が終わり、クウェートが解放されるという現実の中で、いまだかつてそういう面での具体的な対応というものは、やはり外務省として、国連とアメリカとの協議というものの先の見通しはまだないのでしょうか。

○松浦(元)政府委員 アメリカとの間におきましては、私も昨年の八月二日以降いろいろなレベルで緊密な連絡をとっております。

御案内のように、この一月十四日には中山外務大臣に訪米していただきまして、ブッシュ大統領、ペーカー長官以下と会談をしていただきました。これは、ちょうど結果的には多国軍の軍事行動開始の三日前に当たるわけでございます。それから、ごく最近に至りまして、この二月の二十二日には中山大臣とペーカー長官が電話でお話をされておられます。それから、二十三日には海部総理がブッシュ大統領と電話会談をしておられます。それから二十四日には、さらに中山大臣とペーカー國務長官と電話で話をしておられます。今後のことについてでございますけれども、私も、外交ルートを通じて緊密な連絡をとっておりますが、先生の御指摘の点も踏まえまして、さらに検討させていただきたいと思っております。

○大石(正)委員 きょうは大蔵委員会でありまして、から、外務委員会でありませんから、外交問題を余り議論することはないと思っております。しかし、今日までの流れを見ても、日本の外交の対応の遅さというものを如実にあらわしているわけでありまして、湾岸のあの石油で汚染されたときの対応の仕方、大蔵外務省が積極的になって、通産や各省に対して協議を重ねた上、いろいろな面での対応をされたわけでありまして、しかし、そのオイルフュエルにしても、大蔵外務省ができていないことを私は痛切に感じておりました。戦況は刻一刻と変わりますし、外交も刻一刻、日にちによって変わってまいります。その対応をいかにしながら、やはり日本とすべき道というものをつくっていくというところは当然であります。

この新聞には、湾岸地域環境保護会議が、石油の回収船が実際に一隻十萬バレルの原油を回収したけれども、さらにドイツから六隻以上の回収船が向かっているという報道が既にあります。戦争が既に終わって、そして、我が国が一番得意な環境汚染に対してやれる分野である平和協力というものがあつながら、いまだかつてその具体的な平和協力の復興に対して何らの意見ももたせてないというところは、私は大変不満であります。

外務省が努力をしていることはよくわかりますが、しかし、刻一刻の変化に合わせて機敏に対応することが私は一番だと思うわけでありまして、その機敏な対応がないからこそ、さまざまな諸外国からたたかれ、人的や物的な協力が無いというところで我々もアメリカの多くの議員からも言われ、先日イギリスに行つてその悔しさを味わつてきたわけでありまして、それは自衛隊の、平和ということの憲法九条という規定があるからこそそれができないわけでありまして、しかし、それ以外のことをやらなければ積極的に行けるはずであります。それをやらなければならぬ、我が国はいつまでもたつても蚊帳の外と言われる。新聞に書かれるような現実になっていることを私はまず外務省にきちっと認識をさせていただきたい。

そして、平和復興に対しての希望も、まず向こうの希望を聞かなければならないと言いつながら、多くの国々には既にお医者さんにしても何にしても出しているじゃありませんか。聞かなければ何もできないというよりも、現実は今まで調べてわかつていっているではありませんか。そういう面を、もっと積極的に貢献する姿勢を示さなければ、世界第二位の経済国と言われながら、いつまでもただ金だけ出せばいいという形で終わってしまう。その悔しさをやはりきちつと外務省にもわかつていただきたいと思います。

今その中で、人道主義という形の中で、難民輸送というものが多く考えられてきました。そして今日まで来たわけでありまして、C130という自衛隊の、防衛庁からの輸送機を使つてぜひ難民救済をしようとしながら、いまだそれが実現をされていらないわけでありまして、その辺が具体的にどのようになつていくか、防衛庁からぜひ御答弁をいただきたいと思つております。

○島山(善)政府委員 自衛隊の輸送機C130を難民救済という人道的な立場から、必要に応じてこれを湾岸地域に派遣しようということでは準備を進めてきたところでございまして、しかし、これは御承知のとおり、IOMという国連から委託を受けた国際機関からの避難民救済の輸送の要請があつて、そして我が国政府としての受けるべき、外務省となつて我々が、外務省からの御依頼がありまして、したときに、そして、なおかつ民間の航空機が活用できないという状況のもとでこれを派遣するといふ考え方のもとに必要な準備を鋭意進めておりますが、現在までのところ、IOMからの具体的な要請がまだ来てないという状況でございます。

○大石(正)委員 要請が来なければ、当然政府としては出せないということでございます。しかし、現実にはクウェートの地上戦が行われても、難民というものはそれほど出てこなかったわけでありまして、それでは具体的な人的貢献といふものが落ちないということになるのではないかと思いますが、一つの大きな憲法九条の枠の中で自衛

隊といふものを海外にやるという形、人道上であるにせよ、やはりその面は国民の意識的な抵抗があると思つております。それは自衛隊の飛行機といふその外見から見ると、内面もあるかもしれない。しかし、一般国民が飛行機を借り上げて、難民のために努力している姿勢もあるわけですね。そうすると、自衛隊機といふものだからいけないのであつて、もし自衛隊機が赤十字のマークをつけ、赤十字から借り受けられた飛行機であれば、その輸送は一体可能なのではないか。

○島山(善)政府委員 先ほども申し上げましたように、難民の状況の把握とか、あるいはその輸送の必要性といふことにつきましては、国際的な専門の機関がいろいろございまして、特にこの輸送の問題につきましてはIOMという機関が責任を持ってやっておりますから、赤十字がどういふ依頼の立場に立つ機関かということとは、若干国際関係のことにも属しますので、ここで詳細に私お答えする立場にはございませぬけれども、せっかくの御提言でございますので、内部で御意見として検討をさせていただきますと思つております。

○大石(正)委員 私の説明が不足していたのかも知れませんが、私が言いたいことは、向こうから要請がなければできないという姿勢は大変おそれているということでありまして、こちらからどうやって向こうに対して何か協力ができるのかということを我が国内のさまざまな問題の中で検討して、もつと積極的に進めなければ、世界じゅうで日本に求めてくるものが果たしてどれだけあるのでしょうか。現に医師百人を送るといふながら、わずか数人しか送れず、逆に何となく敬遠されて、断られたみたいな形で帰つてきた。あの悔しさもあり、そういう形の中で平和に対する協力と、そのさまざまな諸問題に緊急に対応できる態勢と姿勢といふものが最も必要だと思つております。そういう意味では、アメリカに実際にあるような病院の医療の設備を十分整えた、病院船と言つたらいいかどうか分かりませんが、そういう施設等十分つくつて、このような緊急時以外でも、地

域に医療の技術を指導しながらやっていくような形の、そういう積極的な平和への協力や海外の技術協力という姿勢こそが最も必要だと私は思うわけであります。そういう点で、そういうものがどこに所属し、どのようなことになるかわかりませんが、もし防衛庁の所属で、軍医を中心としたものがやるのであればそれはいいでしょうし、また新しい国連の平和協力団体ができた中でやるのもいいと思います。しかし、いずれにしても紛争というものは絶えず起きてくるわけでありまして、いつまでもにやればいいではなくて、積極的に早急に、日本からの世界に対する貢献という姿勢を見せる姿勢を私はぜひ求めたいと思うわけです。

また、その中で一つの大きな話題になっておりますのが大気汚染としての石油の問題、そしてまた湾岸の石油流出の問題であります。この問題は、我々も、大臣も実際に瀬戸内海で御苦労されたことを聞いております。今回のような形でこれに対処し、さらに地球環境の立場からどのようにこれから我々は貢献していけるのか、その具体的な案を持っているのであれば、環境庁からひとつお話しただきたいと思っております。

○橋本国務大臣 今、環境の問題にお触れになりました部分は、環境庁の方からお答えをいただきましたと思うのであります。そこで、今委員が提起をされました幾つかの問題について、私なりにお答えをしてみたいと思っております。

まず第一に、例えば韓国等、現地に相当数の医師団を派遣してある国が現実にごさいます。ただ同時に、その医師たちが皆軍籍にある医師であるということをご注目いただきたいと思うのであります。もし日本において自衛隊の医官を現地に派遣することを国民がご許しくださるのであれば、恐らく相当数の医師並びにその関係者を送ることが可能であると私は思います。しかし、自衛隊の医官を使うことを許されておられません今日の情勢の中で、国立公立大学あるいは国立病院、公立病院、さらに民間の医師への協力をお願いを

し、チームをつくらうといったしますと、どうしても一人の方がそう長期間御自分の職をなげうって現地に滞在することができにくいということとは、御理解がいただけると思うのであります。

私は昨年、ちょうど九月のG7でワシントンに参りましたときに、まさに日本が少な過ぎる、遅過ぎるとたたかれています真つた中で参りました。たつた一機の日本航空の飛行機が現地に飛んでくれた写真が出ただけで、いかにアメリカの世論が鎮静化したかというものを身をもって味わってまいりました。

同時に、一月十七日、湾岸において戦闘行為が開始をされました直後、今度は同じくG7でニューヨークにおりました。このとき、この会合の席上でドイツが一番最初に発言をしたことは、周辺国支援の問題になった途端に、昨年とは違つて今回我々はトルコにまで戦闘機を出してあります。戦闘要員を出してあります。この言葉でありました。そうした言葉が全く吐けなかった私が、その会議でどのような思いで時間を過ごしたかは御理解がいただけると思っております。

そこで、今委員が御提起になりました病院船という考え方についてであります。三年度の予算編成に際しまして、政府としては、病院船というだけではなく、場合によっては災害救助その他多目的に使える政府の専用船の建造に向けての検討を開始したい、多目的船と仮に呼んでおりますけれども、こうした考え方のもとに検討費を計上いたしました。また、これにつきましてもよく御意見等お知らせいただければ非常に幸いであります。我々もそうしたものを持つ必要性を痛感いたしております。

○加藤(三)政府委員 先生お尋ねの問題につきまして、環境庁の方からお答え申し上げます。この湾岸におきます大量の油流出、あるいは昨今伝えられております油井の大量の炎上というものは、先生御指摘のように極めて深刻な環境問題、地球規模にも影響を与えかねない重大な問題

というふうに深刻に私どもも受けとめております。私どももいたしましては、この問題が表面化いたしました一月の末に、環境庁内に事務次官をヘッドといたしますプロジェクトチームをつくりまして、とりあえず情報の収集、分析、もちろん関係省庁の御協力のもとで、そういうことを行つてまいりました。

それで、たまたま一月の末にOECDの環境大臣会議というのが開かれまして、愛知環境庁長官もそれに一日だけ御出席いたしまして、この問題についてOECDの環境大臣と協議をすることにも、個別の協議もいろいろとやっております。

重ねまして、二月の初めでございますけれども、ジュネーブで先生御高承の国連環境計画、UNEPというのがございまして、ここです。この問題についての情報交換会がございまして、それに環境庁の地球環境部から担当課長を含めまして派遣をいたして、協議をさせております。

それで、現在いろいろなことを外務省を初めとします関係省庁とやっておりますわけでございますが、湾岸での情勢が非常に変化いたしましたので、これまで日本政府として行いましたオイルフエンスの供与に加えて、環境の専門家を派遣するなど、そういったことを含めましてできるだけ積極的に取り組みたいということで、実は私ども環境庁内では、実際のリストアップ、専門家のリストアップ、行ける人のリストアップ、そういったことも含めまして、事態が許せば現地対応などができますように、いろいろと今準備を重ねていっております。

○大石(正)委員 今、環境庁から、積極的に参加をしてその支援をしたいという表明があったわけでありまして、この新聞では、イラン西部が実際にクウェートの油田の放火によって大変真っ黒な雨が降り注ぎ、水利施設や牧草地、畑などに深刻な被害をもたらしているということで、汚染が大変深刻になっているわけでありまして、これがまた

イラン西部からさらにもシンドまで広がってきた場合には、農作物に大変大きく影響するわけでありまして、これをどのように解決していくか、これはこれからの国連全体での協議に係ると思うわけでありまして。

そこで、ぜひそのようなものに積極的にこれから参加をし、世界に貢献する諸問題の中で、大蔵大臣が本当に、人的貢献というものがなかなかできないときに、世界各国からのさまざまな意味での御苦勞をされてきたわけでありまして、今回このような形で平和になるわけでありまして、この機会にそういう面での、政治的な緊急処置になるかどうかかわかりませんが、環境庁が言ったようなその地域に対する環境の調査団や、そして、これからの積極的な貢献をぜひとも財政上からも大蔵大臣の方から政府に提案をいただいで、世界に貢献することをしっかりと先取りをした形で意思表示をしていただくとお願いをしたいと思いますわけですが、その辺の御意見がいただければ幸いです。

○橋本国務大臣 ちょうど環境庁創設の当時、厚生省の政務次官を務め、参画した一人として、環境行政の大事さというものは人並みには理解をしておるつもりであります。それだけに、今後環境庁から御相談があれば、真剣にその御相談に応じたいと思っております。

○大石(正)委員 今大蔵大臣からそのようなお話があったわけでありまして、環境庁として実際に国連環境計画会議というのがあって、大臣までお見えになってやっておりますようにあります。そういう点で、これからそういうものに積極的に参加し、世界に貢献するような一つの施策としての計画というものが具体的にあらんでしょうか。その辺の御意見をいただきたいと思います。

○加藤(三)政府委員 この問題について幾つか国連の機関がございまして、例えば海洋汚染、直接担当いたしましたのは国連海事機構というのがございます。それからまた、ここが緊急的な対応をいたしております、湾岸での中長期的な環境

改善といったもの、行動計画をつくる仕事は国連環境計画、UNEPというものにその任務が与えられております。現在、UNEPがまさに今月末ぐらいを目途に、少なくとも行動計画の案をつくりたいということでございます。実は私もその担当官も今一人、UNEPの本部がありましてナイロビに行っております。そこではいろいろと協議をいたしております。こういった国連環境計画を中心とした全体的な、しかも中長期的な環境対策というのが一つあるかと思っております。

それに加えて、これはむしろ外務省のお力でございますけれども、二国間でのいろいろな援助というのがあり得ようかと思っております。ですから、私も環境庁といたしましては、外務省を中心といたします関係機関と一緒にしまして、国連ないしは二国間の協力というのを通しまして、できるだけこの地域の自然保護を含めまして環境改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

○大石(正)委員 たいだいま環境庁からお話があったわけでありまして。私も環境庁のことはよく知っているわけでありまして、環境庁は相変わらず金がない省庁だと感じているわけでありまして。大蔵大臣が今お話しになったように、前向きで新しい姿勢で積極的に貢献をしていくという中で、私はぜひ大蔵大臣のお話をもっと積極的に閣議の中でも出していただきまして、大蔵として世界に貢献する一環をお進めいただきたいことを心からお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○平沼委員長 沢田広君。
○沢田委員 今、与党が時間を大変延ばしまして、重要法案であることの認識を改めて我々野党にも示していただきました。極めていい前例をつくっていただきましたので、これからは私たちがそれを学んで、自民党で適当な処置が行われるまでの間は時間は自由である、このように理解をしながらか進めてまいりたいと思っております。

最初に、法制局長官と予算委員会が今日までいろいろと議論をされました。その内容を私が繰り返すというところはしたくないと思っております。それで、法制局長官が憲法に反しないと言われている根拠は一言で言えばどういふことになるのか、それだけお答えをいただきたいと思っております。

○津野政府委員 お答えいたします。

予算委員会等を通じて私どもの長官がお答えいたしましたのは、今回の資金援助と申しますのは、憲法第九条の禁止する武力の行使とは国家による実力の行使に係る概念でありまして、我が国が単に経費を支出するということとはそのような実力の行使には当たらず、したがって、同条に違反するものではないというのが、まとめて言えば見解でございます。

○沢田委員 お金も武力ではありませんか。金は武力と見えないということですか。

○津野政府委員 実力の行使に係る概念ということでございます。お金を出すというように単に経費を出すというようことは、だれが見ても、これは実力の行使ということには関係がない概念であるというふうに考えております。

○沢田委員 それは、例えばミサイルになるにしても戦車になるにしても、金を出すことそれ自体は違反でないという解釈をしておる。しかし、戦費が武力になるという解釈は間違いないでしょうね。

○津野政府委員 繰り返して恐縮でございますけれども、武力の行使といふのは国家による実力の行使に係る概念であります。したがって、そういうことには我が国が単に経費を支出するということにつきましても、実力の行使に当たらないということには明らかでありますから、したがって、従来から憲法第九条に違反することはないという御答弁を申し上げておるところでございます。

○沢田委員 重複は避けていきたいと思っておりますが、支出するところまではもちろんあなたのおっしゃっているとおりでありますが、支出し

た先が例えばそれが武力に使われている場合、これはあなたの解釈も、やはりそれは出た先は知りませんということですか、それとも出た先も保証しますということですか、それとも出た先は武力とはみなさないということですか、そのいずれですか。

○津野政府委員 我が国の行います行為と申しますのは経費の支出をするという事柄でございますから、そういう意味では今回九十億ドル拠出するわけでございますけれども、そういった事柄は武力の行使ということには何ら関係がないということでございます。

○沢田委員 これは予算委員会と二重に審議をしましても仕方がありませんが、とにかくその危険性、そういう解釈を与える余地を残しておる。あなたのおっしゃっておることが、将来やめてから実はそうではなかったんだなということ、本音をいずればとるべきだとするを得ないのだと思いませんか、一応それは了とします。

大蔵大臣に言うのはもう恐縮なんで総理に実は来てもらいたかったわけですが、日本が政治の革新が行われるとき、あるいは憲法を破るか破らないかという瀬戸際にあるとき、心情的には私もよくわかるのであります。今日の日本が、資源のない日本がこれまでの繁栄を築き上げた。それは平和であった、勤勉であった、同時にまた世界各国からの協力というものが陰に陽に加わった、そのことに對して感謝をしようあるいは敬意を表そう、こういう心情については私もそのことを拒むものでもございません。

問題は、我が国には厳然と決められている憲法がある。その憲法を犯してまでも義理を尽くさなければならぬ、義理という言葉が適当かどうか別ですが、とにかくそういう気持ちに総理はなつた。この結果が日本国民に与える影響がどういふふうになるにせよ、増税という形になり、あるいはこれからの湾岸の復興資金に金を出すということにもなり、あるいはまた世界の平和に協力する

ということにもなっていく。そういう危険な道を歩んだ総理が、この法案の処理あるいは参議院まで終わった後、何らかの責任を国民に對して明らかにしていく、そういう気持ちになつたならばこういう冒険をしてはならない、そういうふうにいるのであります。

言うなら、私からいえば牽強附会である、あるいは憲法を曲げて解釈をしておる。それが戦費になるということは明らかであります。そういう形をとって決めていく場合に、みずからの進退というものはやはり国民の前に明らかにして——海部さんは立派な人です。しかし、次の次に出てくる総理が、あるいは我々の中からどちらがなるのかは別にして、だれかがそういう強権を發動して、ハードルを越えていかなければならない。それから、そういう場合には必ず身を処して、そして心機一転して国民の支持を仰いでいく、こういうルールをつくっていくことが極めて必要なことではないか。

そういう意味で、実は私は総理にそういう気持ちを持って、総理がみずからの気持ちでそのけじめをつけてもらう。そのことがこういう重大なことで、国外には顔を立てたい、国内の法規には触れるにしても触れないにしても、そのすれすれの線上にある。その場合の処理の仕方というものは賢明であつてほしい、こういうことですから、その点は、これは大蔵大臣に言つたつて権限がないわけですから、いわゆる大臣の一人として——きょう来られない。私は十分残しておくつもりですから、その後で総理をひとつ出してもらいたいと思うのです。

大体、大蔵委員会のこの重要法案に総理が出てこないということは、まことにけしからぬ。福田さん以来の総理大臣だつて、蔵入委員会の冒頭には必ず来て、租特まで来て、ちゃんと説明していつている。また、答弁にも応じてきているのですよ。委員長、この間でもいいですから、そういうルールを破るようなこと、これはとにかくあなた自身が歴史に残る汚点をつくつておることにな

るのですよ。だから、委員長がそういうことなら、あの委員長のときには本当にだらしがなかった、大蔵は何をやっていたのだ、こういうことを言われることになる。だから、あなたの名譽のためにもぜひこれは、きょう、あした、わずかに二日の日程の中でしようけれども、総理を出して、きちんと大蔵委員会に説明をするという姿勢を出さなかつたら、国民に税金をかけようというときに総理が昼寝しているようじゃ、これは話にならないですよ。昼寝はどうかわかりませんが、昼寝していると聞かれても、それはもうしょうがない、大蔵委員会に出てこないようじゃ。

そういうことで、委員長は暫時そこを立つてもいいから、ほかの理事に委員長席を譲って、総理がこの委員会に出てくるように全力を尽くして説得すべきだと思ひます。また、理事の諸兄も、甚だ申しわけないけれども、総理が来るまでは審議に入れませんと言うぐらゐにならなければおかしいと思ひます、この法案は、これは国民の法案ですから。これは議院内のルールを決めるだけのものじゃないのです。やはりそういうことをきちんとひとつつけめをつけてもらいたいと思ひます。これは委員長にお願ひします。今すぐであつた方がいけれども、そこら辺ひとつ時を見て、ちゃんとその点手配をしてくれませんか、いいですか。

○平沼委員長 委員長から申し上げます。

理事会で既定の方針が決まつております。御意見として承らしていただいて、またいろいろ協議をさせていただきたいと思ひます。

○沢田委員 これは委員長不信任を出すようなことにもなりかねないのだけれども、さつき立派な前例をつくつてくれましたから、何時間頑張るかひとつ私も頑張つて、委員長不信任の意思表示とあわせて、これから質問させてもらいたいと思つております。

○平沼委員長 ちよつと沢田委員に申し上げますけれども、質疑時間に関しましては、理事会でその持ち時間等決定をいたしております。先ほどの

自民党の質問者は三分ほど超過をいたしました。これは許容の範囲であると私判断しておりますので、長時間それを引き延ばすということは、これは理事会マターでございますし、理事会で決めたことでございますので、それは御容赦いただきたいと思ひます。

○沢田委員 委員長、それも一分とか三分とか五分という問題ではないのですよね。ルールを破るというところに問題があるのです。問題は分数の問題じゃない、秒数の問題じゃない。そういうものを破るといふそのこと自身に問題があるので、その長さをもつてはかることではないのですよ、これは。結果を見てから言つてくだされい。

次の問題に入らしていただきますが、そういう立場で、総理としてはひとつ謙虚に身を持してもらいたい。きょうというわけではありませんが、この法案の経過にかなりがみて対応してもらいたいと思ひます。

続いて、九十億ドルの支出について外務省に伺いをいたします。外務省の関係はほかにもございいますから、幾つか重複しますが、続けていきいたいと思ひます。

一つは、九十億ドルの支出の仕方、どういう経路で支出をして、どういうことで確認をしていくのか。簡単に時間の関係で言つてしまふと、大蔵省から金が出る、それはGCCに行く、GCCはそれを配分する。GCCには会計年度はあるのかないのか。できたばかりだから会計当事国も事務員もないのかもしませんけれども、言うなら、わけのわからぬ法人と言つてはいけません

が、いわゆる有名無実なかもわかりませんが、実体があるなら事務所はどこにあるのか、それもあわせて。これは一つだけ例示をするのですが、外務省としてはどういう経路でその金を渡していくのか、その領収書はきちつとどういふふうにしてとるのか、その点ちよつと言つていただきたいと思ひます。

○松浦晃政府委員 最初にGCCについて簡単に御説明したいと思ひます。

GCCは、一九八一年五月に設立されました。しっかりした国際機関でございます。事務所もきちんとございまして、私どもが了解しておりますのは、事務局の職員は二百六十名おりまして、事務局の予算は年間二千万ドルを超えております。

ただ、私どもが今回つくりましたのは、このGCCのもとに湾岸平和基金という基金を日本政府とGCCの合意で昨年つくらしていただきました。既に十九億ドルを払い込ましていただいております。今回の九十億ドルにつきましては、もう先生既にお触れになりましたけれども、国会で御承認を得た後、日本政府とGCCの間で再度交換公文を結びます。その上で湾岸平和基金に九十億ドルを払い込むことになりました。

湾岸平和基金は運営委員会というものが運営に当たつておりまして、この運営委員会は、GCCに六カ国を代表しますGCCの代表と日本政府を代表しますサウジアラビアにおります日本大使がメンバーでございますが、この九十億ドルに關しまして、この運営委員会で日本政府の意向も踏まえまして具体的な分野を決め、それからさらには各国からの具体的な要請を踏まえて審査をし、決定をし、そして各国に支払いを行つていくということになります。

○沢田委員 聞かれないことは、原稿に書いてあるからといって読む必要はないですからね。念のためですが、聞かれたことだけに答えてください。

それで、九十億ドルの支出はそういう措置をされるとして、その領収書は結果的には日本に送られてくるわけですか。これはイエスかノーかで答えてください。

○松浦(晃)政府委員 先生今領収書という言葉を使われましたけれども、GCCと日本政府の交換公文上は報告という言葉を使っておりますが、今私が申し上げました運営委員会が具体的な要請を踏まえて具体的な支出を決めまして、それを支払つた後、具体的にそれをどう使つたかという報告は運営委員会に行われます。運営委員会はそれらを日本政府に提出することになっております。

○沢田委員 これは順番になりましたから大蔵大臣の方にも行きませんが、戦後の復興に今後日本がどのくらいの負担を、さつきわからないというお答えでありました。だけれども、大ざつぱに何千億ドルとか、あるいは例えば三万人の捕虜の食事でちよつと計算しましても、一日十ドルと計算して百日という計算をしても三千万ドルですか。これを全部出す出さないと別としまして、そのぐらゐの費用がかかってくる。これは大変だなどいふように考えるわけですね、あの捕虜の食事代だけでも。

そういうことを考えると、我々は九十億ドルが戦費に使われないで、そういうものに使途されることを期待しているわけでありまして、されたとしても、これからの立てた日程では、もろもろを考えると相当な戦後復興資金というものはかかってくる。きょうの報道では、イギリスもアメリカもみんな寄つてたかつて今度は仕事とりに歩いているという話も出ておりましたが、そのようにそれだけの資金が必要になつてくるのだらうと思ひます。

そこで、この戦後の復興資金というものと日本との関係性はどうかなるのだから、日本との関係は戦後の復興とどういふ関連性を持つのであろうか。金額がわからないとしたら、その関連性についてはひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 先ほどお答えを申し上げましたように、全く今のところ我々として想定する資料を持つておりません。さらに、被害の態様がわからないことが一層この問題を困難にいたしております。

例えば、イラク軍が爆破をいたしました自噴している石油の油井について、日本はその自噴している石油の油井の火災についての消火のノーハウを持つておらないと思ひますけれども、世界じゅうにもこれの専門家はそうたくさんいなかったと

私は記憶をいたしております。こうした被害を、まずその火を消し、続いて施設を復旧するのにどれだけの費用がかかるか一つをとってみても、全くわかりません。

また同時に、昨年の八月二日にイラクがクウェートに侵入を開始いたしましたから、クウェート政府の資産、さらには個人の資産、こうしたものに対してイラク軍がどのような行動をとったかについても、全く状況は明らかではないわけでありまして、この辺は国連安全保障理事会決議六七四にも関連してくるところでありましょう。

要は、イラクがクウェートに対して、またその他被害を与えた国に対してどのような補償をする能力があるかということも問題でありまして、それと同時に、この戦況が実際に行われた地域だけを想定するのか、周辺の諸国までをカウントに入れるのか、さらには、当該地域に相当数の労働者を送り、その送金によってそれぞれの国の経済を相当大きなウエイトで支えておりましたような国々、こうした国々に対する協力までを含めて考えるのかによりまして、全くその対応は変わります。現時点において想定できないと申し上げましたのは、これは率直な話でありまして、大蔵委員会における御議論でありますので、私は率直に、なぜ我々がそれについての見通しが立てられないかということについて申し上げます。

こうした点から考えましても、やはり私は、早急に対応するためには、IMFあるいは世銀といった専門の職員を持ち、相当程度のノウハウを持つている国際機関と協調しながら、我々が仕事をしていくことが必要であると考えている次第であります。

○沢田委員 外務省、外務大臣はこの戦後の復興についてどういう姿勢でこれから臨もうとしているのか。これも暗中模索ですか。

○渡辺(元)政府委員 私どももいたしまして、この戦後の中東地域の経済復興の問題というのは大変大きな問題であると考えております。そのほかに、これに関連いたしまして軍備管理の問題、

それからパレスチナの問題、いろいろな問題がございますけれども、この問題に限りましては、今後やはり関係国、関係国際機関等とも協議をいたしながら、我が国として何が最も有効にできるかということに取り組んでまいりたいという考えであります。

○沢田委員 国連にもだれが行っているのでしょうか。それから、それぞれ各国と話をしているのでしょうか。日本が理事になれない原因はどこにあるのですか。

○丹波政府委員 お答え申し上げます。

先生が理事とおっしゃっていらっしゃるの、安全保障理事会の常任理事国の五カ国を指しておると思いますが、これは戦後国際連合憲章ができたときに、連合国が中心となって、その連合国の中心である五カ国というものが当時の地位というものを憲章の中にあのような形で定めたというところが根源でございます。憲章の改正は五カ国の常任理事国の同意が必要であるというところが実は問題でございます。

しかしながら、一言つけ加えさせていただきます。私も思いますけれども、非常任理事国というものがございまして、日本はこれまで六回それをやっております。確かに先生がおっしゃるとおり、その点は常任理事国とはステータスは違いますが、でも、しかしながら、なかなか六回というのも大変困難な選挙を通じて占めた地位でございます。そういう中を通じて国際連合で日本としてもできるだけの努力はいろいろな面でしてきたつもりでございますので、ぜひ御理解いただきたい、こういうふうな考えです。

○沢田委員 だから、金を出すというときにはやはりそういうものが、各国に話をしながら、九十億といわずあるいは時には百五十億になるかもしれないが、そういうギブ・アンド・テークというものが外交なのであつて、年じゅう渡々出して、結果的には金額は同じだったなんてことになったら身もふたもという形になるわけですね。

ですから、もう少し外交交渉というもののについて

では、理事国になって日本の平和主義を訴えていく、そのかわり出すものは出し、協力するものは協力していく、そういう基本的な姿勢がどこか欠けているのではないかと。あるいは歴代の総理が、外務大臣がお粗末だったということになるのか、その辺はどこに原因があるかわからぬが、やはり今日までの努力でいいということにはならぬ。だから、こういう重大なときであればあるほど、日本の国際的な地位を向上させながら、金も出さずのは出しながら、そしてそういう地位について平和を希求させ、あるいはアメリカの行き過ぎも抑制させ、あるいはソ連にもあるいはイラクにもそれぞれ言えるように。

次の問題もあわせて申し上げますが、武器の輸出も、フランスも売ったという、ドイツも売った、ソ連も売ったという。日本にも幾らか売ったものもあるらしいけれども、そういう国にペナルティーをつけることも大きく言つたらしいのじゃないか。それから同時に、国連に武器輸出禁止の決議を求めていったらどうかということのはどのように考えておられるのか。ちよつときこの予算委員会の中で触れておられたようですが、国内の問題ではなくて、国際的にきちんと主張していくことはできるのかできないのか、そして、できるとすればどういうふうにするのか、お答えいただきたいと思ひます。

○丹波政府委員 武器輸出の御質問にお答え申し上げます。

基本的には先生の問題意識を私たちは共有しておるつもりでございます。つまり、今回のイラクのクウェート侵攻というものの背景の一つには、イラクに対する一部の国の大量の武器輸出があつたということについての問題意識を申し上げておるつもりです。

先生あるいは既に御承知のところかもしれせんけれども、数字を一つだけ例示させていただきますと、アメリカの軍備管理軍縮庁の統計によりますと、一九八三年から八七年の間の累計ペースで、イラクは約三百億ドルに値する武器輸入を

行つております。このうち主要な輸出国は、ソ連が約四百四十億ドルで全体の四六％、フランスが四十八億ドルで全体の一六％、中国が三十三億ドルで一％、これら三カ国で全体の何と七四％を占めておるといふ数字がその問題意識の根底にある原因を示しておると思ひます。

日本は、先生御指摘のとおり、武器輸出三原則というものを通じまして、武器の輸出に対して大変厳格な原則というものを保持しております。私たちは、こういう原則というものを通じてある意味で国際の平和と安全に寄与してきたということ、日本国民として誇つていいことではないかというふうに考えております。

他方、通常兵器の輸出というのは、各国が自衛のために必要な範囲内で行う調達、各地域における軍事バランスの確保といった複雑な要素が絡んでおりますので、一概にこれを全部禁止してしまふということが果たして——例えば、先生も御承知と思うのですが、日本も日本の安全というものを維持するために、アメリカから一定の武器を購入しておるわけでございます。そういうことを考えますと、なかなか一概に全部を禁止するということは、それなりの問題を持つております。

現に、国際連合は一九八八年の総会でこの問題の決議をしておりますけれども、当面、通常兵器輸出の透明性、それから公開性というものの増大を目指そうということで専門家グループをつくりまして、日本の大使もその中に一人入つておりますけれども、そういうスタディーグループをつくつて現在研究を進めておりまして、ことしの夏に一つ報告書が出るようになっております。その報告書を私たちは見ながら、今後この分野でまさにどういふことができるかという研究を進めていく必要がある。特に、中東であつたことが起こつた後でございますので、この問題の緊急性というものは増大しておるといふ意味でも、私は先生の問題意識と同じものを持つておるといふことを再度申し上げます。

○沢田委員 ODAも九千億に近いものを出して
おるわけですから、ODAで出ていく金の先へ
行って、何を日本は要請をしていくのかというこ
とがある。ODAで出ていくときには、必ず今度
は、じゃ、この武器の輸出についてはこうだ、あ
るいは麻薬の問題についてはこうだ、そういうよ
うなことを日本からも要請をしながら、あるいは
安保の理事国になるための要請もするとか、余り
要請したらみんなゼロになるのですから、今年度
は何を目標にするか、今までそういうことを要請
してきたかどうか。何か経済援助はしているけ
れども、見返りは何だったのだろうかということ
を考えると、もともと国際的に、じゃ、これはこ
れがターゲットでした、これはこれがターゲット
トでしたと言いますか。どうぞODAをやつてい
るところで、外務省の方からひとつお答えをいた
だきたい。

○川上政府委員 お答えを申し上げます。
ODAについて被援助国側に一定の意見を申し
述べてきたかどうかという御意見と伺いました
が、先生御承知のとおり、ODAは基本的にはそ
の国の経済開発というものを目標としながら、人
道的な考慮、相互依存の考慮に基づいて、軍事的
用途には充てないという基本的な考え方でもつ
て、それぞれの国に供与するという考え方でやつ
ているわけでございます。

他方、今の御指摘のように、武器輸出あるいは
軍事的な予算の割合が非常に大きいといったよう
な国に対しては、ODAの面でどういふような
意見をこちらが言っていくかということにつきま
しては、基本的にはやはり我々被援助国側と政策
対話ということをやっておりますので、そのよう
なコンテキストで我々としての意見を反映させて
いくということで、先方の善処を求めるといふよ
うな姿勢をとることが正しいのではないかといい
たような考え方を踏まえまして、政府としては、
今先生がおっしゃいましたような御意見を貴重な
御意見として参考させていただきなから、今後
本当にどうしたらいいのか。これは実は大変難し

い問題も含まれております。

と申しますのは、武器援助をやっている途上国
と申しますのは、実は非常に多岐にわたる途上国
が実際に武器輸出をやっているということござ
います。他方、途上国には貧困で非常に苦しんで
いるたくさん国民がいる。そういう国民に対し
て我々の援助は向けられているわけでございます
から、そのような国民の貧困除去という援助の本
来の目的というものを何らかの政治的な条件を付
することによって阻害するようなことがあつても
ならないということで、その辺をうまく調整をと
りながら、今後考えていかなければいかぬ問題で
はないかというふうに我々思っている次第でござ
います。

○沢田委員 今までは何も考えてなかった、これ
から考える、そういうことが問題なんでありまし
て、なぜ今までの間にそういう対応に悔いを残さ
ないように、頭を下げるところは下げてもいいで
すから、こんな麻薬だけは何かひとつなくすよ
うにしようじゃないかと、あるいは今度は武器
輸出を一部削減することにしようじゃないかと
か、ゼロにはできないにしても、そういう方
向に進めていく外交努力というのが必要だ。ODA
で金を出すことばかりではない。あるいは今度
の場合に、今度は日本も理事にさせてほしい、何
かのときに協力してほしいということぐらいを、
一年に一つ、目標ぐらゐ達成していくというつ
もりで、まあ一つで三年ぐらゐかかるでしょうけ
れども、三年ぐらゐかかって一つずつ解決して
いく努力目標がなければ、これは余り感心した今
までの外交方針ではなかった。もう次の問題へ行
きます、なかつたものに言つたつてしようがない
から。

続いて、大蔵大臣、国債をこの二月、三月まで
に出さなければ——六月までに出せばいいのだそ
うですから、六月までに出すものであれば、無理
に今税金を取らなくてもいいのではなかったのか
という気がするのであります。今、当面赤字国債
で出しておくことだけで、あとの財源につ

いてはより慎重に、今後の戦後の復興も含めなが
ら、全体的なものとしてとらえて対応していくと
いうことは考えられなかったかどうか。九十億ド
ルのことを言っているんじゃないですよ、増税の
問題について言っているわけですよ。その増税の
問題はもつと後で考えていいのではなかったの
か。今からでも遅くはない。今九十億ドルだけ
で、あとの財源の問題は後刻御審議を願いますと
言え、それで済むわけなんです。出してしまつ
たものでしたらそれは言えないにしても、これは
つけなければならぬ理由は何であつたのか、ま
た、そのつける意味合いというのは何であつたの
か、それをお答えいただきたいと思うのです。

○橋本国務大臣 これは委員が百も承知でお尋ね
になつておられることですから、繰り返しになつ
て大変恐縮でありますけれども、率直にお答えを
させていただきますと思うのであります。

委員はこれは別の話だと仰せられますけれど
も、今回政府としてみずから努力をしながら、な
お足らざる部分を新たな税負担という形で国民に
お願いを申し上げなければならなくなつた原因と
いうのは、まさにこの沿岸の平和と安定回復のた
めに、沿岸平和基金に拠出をいたそうとしてい
る九十億ドルの財源ということでありまして。これは
まさに、平成二年度におきまして税外収入の確保
などを行うと同時に、平成三年度の一般会計予算
の歳出予算等の節減を図り、なお不足する部分に
つきまして法人臨時特別税、そして石油臨時特別
税を創設し、一年限りで御負担を願おうとしてい
るわけでありまして、これは、まずこれだけの財
源を確保するが、その前に、その拠出を行うため
につなぎの国債を短期で出させていたきたいと
いう考え方でありまして、まさにこれを一括で審
議をお願い申し上げている理由は、そのとおりで
あります。

委員は増税措置については後送りではないではな
いかとお述べになりますけれども、私はそれは考
え方として、委員と同一の線上にはございませ
ん。やはり従来の特例公債と同じような形で、財

源の見通しなしにこの沿岸支援について国債を発
行いたしますことは、私は、対外的にも大変安易
な財源調達的手法というもので、我々を苦境に立
たしめる場面もあるかと思ひます。

また、そうしたこともより、私はちょうど消費
税のころから大変たくさんいろいろな方々がお手
紙を下さるようになりました、それが今も続いて
おりますけれども、先日愛知県岡崎市の竜南中学
という中学の生徒さんたちが、一クラス全部のお
子さんたちで、今回の措置について自分たちが思
うとおりを書いて送つてくれました。もちろんこ
の中には、増税措置に反対のお子さんも何人かあ
りました。しかし、圧倒的多数のお子さんが今回
の措置について賛成をしてくれたのと同時に、
やはり今起きているこうした事態に対する負担
は、今の大人たちの時代で終わつておいてほしい
という声をほとんどのお子さんが述べておられた
ことにも着目しております。

私は、やはりお互いの世代のうちにまさに予期
せざる事態が起きたわけでありまして、それ
に対する負担は我々の世代のうちに返しておくと
が本筋だと考えておりますし、その限りにおい
て、財源の裏打ちのない国債を発行する意思はご
ざいませぬ。

○沢田委員、それも一つの理由だと思ひます。も
しそうだとなれば、無理して宿舎の施設を減額し
たり、予備費を減額したりしないで、一兆一千七
百億プラス金利七億七千億ぐらいですか、だから一兆
二千四百億ぐらゐをそのまま、もしその論を取り
入れていけば、増税でいかなければ筋が通らな
いのじゃないのかという気がするのですね。

だから、もしこの九十億ドルというものが国民
に対してある種の教育的なもの、あるいは日本は
苦勞して出したんだという状態を示したいという
方法をとるとすれば、増税の中身は別といたしま
して、手法としてまず一兆二千三、四百億を取つ
ていくという姿勢が必要じゃなかったのか。なぜ
国債の利率はこの中に含まなかったのか。我々も
これを十年とか十五年とかと言っているんじゃない

いのです。せめて戦後復興の分を含めて考えていくべきものではないかと言っているわけですから、私たちの時代の間に物を解決していく手法は変わっていないわけであります。

ですから、二、三年の間に解決していくにしても、今ここで短兵急にこのことを予備費まで使つてつていく、そして次の年度になつたらさあどうなるか、そういう形をとるべきではなかったのではなにかというのが今の私の提案なんでありまして、まず具体的な例は、これは大臣じゃなくて、利率はなぜこの中に含まれないで、単年度で返すとすれば、平成三年の四月から収入が入ってくるわけですから、四月から返していくにしてみても、利息の七百億は、じゃどこでそれが負担をしていくんだという論理なのか、お答えいただきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 技術的な部分につきましては政府委員から答弁をすることをお許しいただきますけれども、基本的な部分については私からお答えをさせていただきますと思ひます。

確かに委員も御指摘になりましたように、私は当初、平成三年度予算編成直後のことでもあり、さらに、平成二年度内においてもなお予見せざる事態の発生の可能性を否定できない状況の中で、国民生活に影響を及ぼさないということを前提に考えました場合には、平成二年度の残余の予算並びに平成三年度予算そのものに手をつけるという考え方を持っておりませんでした。そしてまた、財政当局として、昨年の夏、各省から概算要求を御提出をいただきましてから、それだけ精査に精査を繰り返して予算を編成してきたというつもりがあったことも事実であります。

そして、そういう考え方を本院におきましても御披露を申し上げ、国会での御議論に臨んだわけでありまして、今日までの御議論を拝聴していく中において、我々としても考えるところがあり、なお政府として努力すべき点は最大限の努力をしてみたい。そうした中から、平成二年度にわずかに残っております予算の中からも、また、新たに

に御審議をいたさうとして国会で今御議論をいただいている平成三年度予算案につきましても、政府自身の手で修正を行う決断をいたしました。これはまさに国会の御意見というものに我々なりに真剣に耳を傾けて、その御意見を酌み入れて、改めてその部分を修正させていただいたということとであります。

残余の部分につきましては、政府委員から答弁をさせます。

○小村政府委員 今回の措置は、まず歳出の節減合理化等に最大限の努力を行い、なお不足する部分については国民に御負担をお願いするという趣旨のものでございます。

その際、国債は、増税による増収等が追加支援の支出の時期に合わないという、いわば資金繰りの事情から発行するものでございまして、その資金繰り、つなぎに要するコストは、通常の発行差減額繰り入れ等、現行のルールに従って繰り入れられるということにいたしました。したがって、この部分については増税の措置をお願いするというということにはいたさなかったわけでございます。

○沢田委員 じゃ、発行の利率は幾らですか。それによつて、半年ごとに償還するとすればそれがどのぐらい、半々となつてくれば金利が出てくるわけですが、その金額はどこで出すのですか。なぜこの会計で組まなかったのですか。

○篠沢政府委員 この法案の成立を見ました後、九十億ドルの支出を早急に行うという観点から、臨時特別公債の発行につきましても速やかに対応をしてまいりたいというふうに考えております。

今回、割引の方法で期間の短い臨時特別公債を出すわけでございますが、具体的な利率ということになりますと、これを全額市中公募入札の方法によつて発行することが適当と考えておりますので、その入札の時点、具体的な発行の時点における金融情勢等に應じた適正な金利水準というものになつていくというふうに考えておるわけでございます。

したがって、現段階で金利幾らのものというものを申し上げるわけにはまいらないわけでございますが、最近同種の短期国債、いわゆるTB、これを入札いたしました前例を申し上げますと、二月五日に六カ月物で発行いたしましたものは七・四四五という平均利回りになっております。また、二月十四日に入札をいたしました三カ月物のTBは七・二六八という平均利回りになっております。

○沢田委員 そうすると、この利息は補正予算もしくは来年度になるわけですが、この七百四十、だから私は七百億ぐらいかなということも言っているわけですが、半年で償還される分がありますから、七百億ぐらいいかというふうに想定したのですが、どうしてそれには負担のかけ方としてかけないのか。

どうも今の答弁では、大蔵大臣の考えた発想と大蔵の方の事務当局が考えた発想と食い違いがあるんじゃないか。できるだけ出せるものを出しておいて、残りだけを国民に負担を求めるという発想、一方は、安易なものでなかったんだという苦勞の跡を世界の人に認めてもらおうという意味で、ここで増税を出したんだ、どうもその間には意見の相違、論理の相違があるような気がいたします。これはないと言われるでしょうからこれ以上は言いませんけれども、そういうふうには私には感覚的にとらえられないわけです。これから今後は戦後の復興資金の場合があるわけでありまして、大胆にそういうものは明確にして、一貫性を持った方がいいんじゃないかと思ひます。

続いて、法人税の場合に二百万を三百万に、これは公明党さんの強い御要請があったのだらうと……（いや、それは違うと呼ぶ者あり）ああそうですか、違うのですか。違うとおっしゃっておられますが、これを上げたという意味ですね。法人税、二百万ある。二百万あって、大体百打ちとが赤字法人、九十万とちよつとが黒字法人。その中から二百万減つても三百万減つても、恐らく半分以上減つちゃうんじゃないかという気が

する。これは所得のあるところにかけるという意味でそうしたのだとすれば、これも一兆出すといったものとの精神から見たら、若干これは問題があるのじゃないかなという気がしないでもない。

それからもう一つは、続いて石油税の問題で、さっきの質問でも、船が十隻か二十隻動いているでしょう。三月三十一日に横浜でも、一番近いところの長崎でもどこでも来て、とにかく三十一日に入れば一円もない。しかし、四月一日に入関手続をとれば一円つく、こういうことと解釈してここはいいですか。

法人税についてと石油税について、そこまですにかくお答えをいただきたいと思ひます。

○尾崎政府委員 御指摘のとおり、今回の法人臨時特別税につきましては、法人税額を課税標準とするわけでございますが、その課税標準とする法人税額は三百万円を引いたものということにしているわけでございます。法人税、基本的に単一の税率が使われるわけでございますけれども、法人税法そのものにおきましても、中小企業のための特別の税率等いろいろと配慮がなされているわけでございます。今回の措置につきましても、やはりある程度配慮することが必要かということから、三百万円の控除を設けたわけでございます。

それから、石油税についてのお尋ねでございますが、確かに三月三十一日に通関を済ませますと今度の臨時特別税がかからない、四月一日ですとかかるということになるわけでございますが、このような現象は間接税の税率を変更するときに必ず起きてくることでございまして、したがって、御指摘のような混乱を防ぎますために、例えばたばこ税とか酒税におきましては、御承知のとおり手持ち品課税というのをやります。ただ、この石油税は原油課税でございますので、原油のまま手持ち品になつていくということがほとんどないものでございますから、そのような措置を講ぜずに、四月一日からの輸入分につきまして課税する

ということにしてあるわけでございます。

○沢田委員 この法人税は、今言ったような金額以外の公益法人、生協等あらゆる法人に等しくかかる、こういうふうな理解でよろしいですか。

○尾崎政府委員 三百萬円の控除が行われるという意味でございますか。——さようでございます。

○沢田委員 これも税をかける方針として果たして妥当なのかという気もしないものでもない。やはり法人には法人としての性格があつて、社会的にそのために税率にも考慮をしてくれているものがあつたわけですね。ですから、そういう税率に配慮してきたものについて、まんべんなくに控除三百萬で、それ以外は二・五とにかく取ろう、こういうことになるわけですから、その意味においては均等性といひますか、利益についてかけるにしてみても、なぜ法人に公益法人、その他普通法人と差をつけた税率がここでは作用しないので平等に取られていくのであろうか。その疑問は、この論議の展開ではなかなかまだ解釈し切れない問題じゃないかと思ふのです。

それからもう一つ、これは通産省にお伺いします。

今、一バレル十七ドルぐらい、今後安定すればもつと十六ドルぐらいに、下がるかどうかかわりませんが、生活の方が苦しいから、どうしても下がるだろと思うのであります。また、為替でいけば現在百三十三円。百三十円ぐらいになつたと仮定しても、これは一円を消費者にかけなくともその中で十分相殺できるものであるというふうな思ひます。これは、原油引き渡し価格の分は消費価格には影響しないので十分に採算性は可能である、納税は可能である、こういうふうな解釈しますが、通産省の意見はいかがでしょう。

まず主税局の方からお答えください。

○尾崎政府委員 法人税につきましては、御指摘のとおり、公益法人等につきまして特別の配慮がございます。その配慮が行われて、そして、決まりました法人税額につきまして今回の措置を講じますので、いわば考慮後のものについて課税が行われるということでございます。

○黒田政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、石油製品の価格は、原油価格あるいは国際的な石油製品の輸入価格の変動に応じていろいろ変動するということはあるわけでございます。特に今回の湾岸危機が生じたしました昨年の九月以降、私ども、石油製品の価格が便乗値上げにならないようにという趣旨から、石油の元売会社、結局製品を卸売する会社でございますけれども、石油の元売会社が卸価格を設定する場合に、輸入する原油の価格の変動あるいは輸入する石油製品の価格の変動の範囲内で行うようにというふうな指導を行つてるところでございます。

そういう中で、昨年の九月、十月は、かなり国内の石油製品の値上がりございました。十一月は、元売会社の状況によりまして数十銭単位でマイナスになつたところもございまして、数十銭単位でプラスになつたようなところもございまして。その後、十二月、一月、二月と石油製品の価格は値下がりになつていくのが実情でございます。

それで、お尋ねの、今リッター当たり一円ぐらゐの税であれば転嫁しなくてもいいじゃないかというお話でございますけれども、私ども、今回の石油臨時特別税と申しますのは、広く国民に負担をお願いするという観点から今回御提案申し上げてある一つでございますし、当省といたしましては、こういう観点から、最終的には消費者に適正かつ円滑に転嫁されることが必要であると考えているわけでございます。こういう観点から、私ども各油種に等しく転嫁されることが適当であるというふうな認識いたしております。

それで、あと一つ実態的な状況でございますけれども、石油会社の経常利益の状況がどういう状況になつていくかということでございますが、平成元年度の実績で見ますと、石油元売会社十一社の利益がリッター当たりでどれくらいになつていくかということと計算いたしますと、〇・四円で

ございまして、平成元年度は石油会社にとつて状況も環境も若干よくなつた年でございまして、六十年、六十二年、六十三年を見ましても、〇・九円ないし一円というのが経常利益の幅でございます。

他方、石油を実際に末端で販売する企業、例えばガソリンスタンドがあるわけでございますが、この売上高経常利益率が昨年度〇・三三程度でございまして、したがつて、これをリッター当たり当時のガソリンの値段で割り返してみますと、〇・三六円という試算ができるわけでございます。実態的にもそういうリッター当たり一円というのは非常に薄い。一円というのは一見小さい額でございますけれども、そういった企業の状況を見ますと決して小さなものではない、こういうこととございまして、したがつて、私どもといたしましては、今後とも関係省庁と御相談しながら、この石油臨時特別税の円滑かつ適正な転嫁を図るために所要の対策を考へてまいる所存でございますし、国民の皆様方及び産業界の皆様方に御理解と御協力を求めたいと思ふ次第でございます。

○沢田委員 今の法人税と石油税にも論議の上に若干の矛盾がある。法人税は、所得があつて、しかも三百萬円を切つてその上の、恐らく二百万のうちの結果的には三十萬ぐらいになるのじゃないか。もつと少なくなるかも知れませんが、そういう法人に負担をかけよう。片一方の石油税は、広く薄くみんなに負担をせよというのだという論理。私はそれは吸収されてしまふのじゃないかと申したのですが、もし利益が少なくなつたとすれば、それは人手インフレですよ。人件費が高くなつて人がいなくなつていく。だから、どうしても多くの金を払わなければアルバイトも採用できない。そういういわゆる出先のガソリンスタンドの上昇によつて利益が減つてきておる、こういうことなのであつて、その点はあなたの言うのは見忘れているところだと思ふのです。

もう一回、これは指導するのかどうか。百二十

三元、これは百二十四円にするのだ。これは一斉に指導して統一的に価格操作をやるわけですか、やらないわけですか。通産省、お答えください。

○黒田政府委員 お答え申し上げます。

私ども、値上げをしるというふうな指導をする予定はございません。ただ、これまで石油税のいろいろな御議論が新聞紙上等にあつたわけでございます。そういう方向に對しましては、もちろん販売価格政策というのはそれぞれの会社の方針の問題でございますけれども、多くの会社からその分転嫁するという方針が表明されていることも事実でございます。

○沢田委員 実は、総理が来ればもう少し中心的なもので思つたのでありますが、来ないということになりましたので、追加をした問題もござい

ます。

そこで、場面はがらりと変わりますが、フセインが生存している限り各国に出されたゲリラ作戦、これは今後さらに増幅されると見てゐるのか、あるいはこれで鎮靜化されると見てゐるのか。このゲリラについては公安あるいは防衛も関係するかも知れませんが、公安で主としてお答えをいただきたい。これは日本もその一翼を担つた、向こうから見ればかたき役になるわけでありまして、当然そういうものが来るというふうな考えなければなりません。

若干その時代的な展望を見ますと、サミットがあつたときに八十九件、大嘗祭があつたときが百四十三件、その間は三十七、三十九、二十七、本年度は四件、こういうゲリラの実態も出ております。このゲリラがつかまらないというところであり、これも極めて国民の不信を買つてゐるところであります。それなりの原因があるので、時間がかかりますから言ひませぬけれども、果たしてこのゲリラに對してどのような対策とどのような方法をとろうとしているのか。当事者は公安であります。ところが、一応お答えをいただきたいと思ひます。

○吉野政府委員 お答えいたします。

海外のいわゆる国際テロにつきましては、むしろ外務省なりほかの当局からのお答えの方が的確かと思いますが、せっかくの御質問でございますので、私の方から一言申し上げたいと思うのであります。

お断り申し上げておきますが、報道で承知しておる限りでございますが、現在までに世界各地で百二十件のテロ事件が発生いたしております。このテロというのは年じゅうあちこちで発生しているわけでございまして、背景がいろいろ異なりまゝです。百二十件ばかりが全部湾岸戦争絡みかどうか、ちよつと断定いたしかねますが、主なものはこういうことでございまして、アメリカ、イギリス初め多国籍軍参加国の権益を攻撃しておるというふうに承知いたしております。今後やはり情勢のいかにありますが、情勢によっては拡大してくるおそれがあるのではないかとこのように見ております。

一方、お尋ねの国内でございますが、極左暴力集団と呼んでおりますいわゆる過激派でございますが、湾岸危機以来大変騒ぎ立てておりまして、つい先日(二十三日)、立太子札の当日でございますが、三件のゲリラ事件が発生いたしております。これは今後とも広がっていくおそれがあると懸念いたしております。私も全力を挙げて対処することにしております。

対策としては、何といつてもつかまえることであろうと思ひまして、今その捜査に全力を挙げております。その実績が余り上がらないのではないかとこのお話がございまして、そのときはなかなか現場ではつかまらぬのでございまして、けれども、事後捜査を徹底いたしております。昨年一年間では、極左暴力集団と呼んでおる集団の連中二百十一名を逮捕いたしております。その中には、私も秘密部隊と呼んでおりますが、テロ、ゲリラをやる連中が二十八人含まれております。そういうことで徹底的に追及してまいりたいと思ひます。

なお、御指摘の国民の御協力というののもちろ

ん非常に大切な要素でありまして、今申し上げました二百十一名につきましても、かなりの部分国民の御協力を得て逮捕いたしておるわけでございまして、今後とも一層努力をしてまいりたいと考えております。

○沢田委員　とにかく、罪もない国民が突然被害を受けることであります。通常のあだ討ちとかたき討ちというなら一対一で、けんかならそれでわかるのでありますが、全然何も罪もない者が被害を受けるということですから、絶対にこういうことを避けていかなければならぬ。ひとつそういう意気込みで逮捕率の向上も心から願ひながら、今後の御奮闘を期待いたします。これで終わりますから、お断りいただいて結構です。

それから、実は次に防衛庁にお伺いをいたします。今回の湾岸戦争で、予算委員会も聞いておりましたが、それは余りなかつたようでありまして、防衛庁は今までの経済制裁効果があつた、こう言つておるのです。だから、我が党の同志も本会議で、経済制裁に効果があれば、それを続ければとまつたのではないのか、こうだれしも考え、やはり経済制裁に穴があいていたから、武力にいかなければ結果的にはおさまらなかつたというのが実態なんじゃないのか、私はこの前もこう言つたわけなんです。この間はいわゆる総ざらいでやつたときでしたけれども、今回はこの点については、経済制裁が効果があつたと言えるなら、どうしてそれを徹底的にやつて、戦争の道を歩まないで済ませられなかつたのか、これは私はまだ理解できないことですから、この点は理解できるようにお答えをいただきたいのです。

それから、防衛庁の中で、今の戦争の状態を見て今の日本の防衛というものを考えたときに、注意するところとか相違点というものがあつたのではないかとこの質問に対して、何もなかつた、こう言つた。では、パトリオットは金額が高いからかどうか分かりませんが、トマホークは、これはイラクの問題ですが、スカッドは、そういうよ

うなあり方というものを防衛庁としてはどういふふうに見ているのか。

第一、これは日本にはあるのですか、ないので。私もよくわかりませんが、聞くところによるとこれほどの正確なものはない、こういうふうには言われているわけでありまして、また、そんなものを用意する必要があるかどうかという問題も実はあるわけなのですが、そのことは一応別として、全然相違点がありません。大東亜戦争のときと、朝鮮戦争のときと、それからベトナム戦争のときと、これだけ幾つかやつてきたけれども、今回やつてもちよつと変わらぬという論理には私はいささか異論があるし、そういうふうに思つていないのであります。ですから、その点は防衛庁としてはどういふふうな位置づけで考えているのかというところをお答えをいただきたい。

それから、これは答えられないのだからと思うのですが、また改めてPKOがちよつと頭をもたげていふようでありまして、防衛庁としては考えてないと言ふだろと思うのです。大蔵大臣は、これは答弁の所管外だと思ふが、金を出さなければ行かないのですから、これも出さないと行つてくれるのではないかとこの期待をしておるわけでありまして、この点はこのようにお取り計らいになられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○奥山(審)政府委員　ただいま三点ほど御質問がございました。その最初の、経済制裁が有効であつたと言つていふにもかかわらず、なぜ武力衝突というか武力行使につながつていふのかという点につきましては、私も、私も、その経済制裁云々の問題につきましては防衛庁としては所管外でございまして、後ほど外務省等にお聞き取りいただきたいと思ひます。

第二点目に、今回の湾岸の武力行使活動におきます状況についての特色というのを御指摘になりました。確かに、そういう目で私も見てまいりました。確かにかつたものは別といたしまして、テレビを見あるいは新聞等の報道を見るにつけても、今までの戦争とはかなり違つた様相を私自身率直に言つて認識をいたしております。それは、いわばハイテクを駆使した戦争だという印象を持っております。例えば二つぐらい例を申し上げますと、一つは御指摘の中にもございまして、イラクのスカッドミサイルに対するパトリオットの対応というものが、ある意味では非常に正確に機能しているという事実でございます。それからもう一つの点は、多国籍軍が空爆をいたしましたときに、夜間監視装置というものを持っていました。地形の上を地形に従つて飛行ができる、かつまた照準が正確にできるといふような点を見ますと、かなりハイテク戦争の様相を認識いたしております。

それで、そういうものを踏まえて、我が国の防衛力整備に直に反映するといふことは別の問題と考えますが、御質問の中にごさしましたパトリオットを我が国は持つておるのかということでございます。これは、我が国において現段階で現実に配備されておりますのは、対空高射群といたしまして全部で六高射群でございますが、そのうち二高射群がパトリオットに換装されておるわけで、四高射群はナイキでございます。ただ、予算的な措置がなされておるものは、まだオンハンドされておるわけでも、五高射群についてパトリオットへの換装ということになっております。ただし、現在配備されておるものは、ないしは配備予定のパトリオットが今回の湾岸戦争において使われましたパトリオットと同質のものであるかどうかについては、必ずしも使われたものの性能が正確にわかりませんが、比較が正確にはできるわけではございませんけれども、そういうものと同一のものではないということでございます。これも新中期防の中で改善措置を検討している段階でございます。

それから三番目の点でございます。湾岸戦争終了後のPKOの問題の御指摘でございますが、この問題につきましては、目的、任務が武力行使

資が配給制に移行したとか、それから各種の工業施設の稼働率の低下が見られるとかいうようなこともございましたけれども、結局、問題は、この

はつきりしないという状況でございます。

も実際に五十六日も夏場になると断水が続く。これもそのまま放置しておったのでは、とてもではないですが、沖繩の二百七十六万あたりの観光客にも支障を与えるし、まずその財源が減ってしまいます。関東平野を見ましても、地盤沈下があり、ダ

よ。若い総理だから、疲れたなんてあれじゃない

だろうと思ふんだね。福田さんあたりまで出てきたんだから、やはり出て、堂々とみずからの信念を述べることが国民に対する義務だと思ふのですよ。来るのならここでやめて、時間を残さなくては。前の人みたいに延長しませんがね。ちゃんと終わらせませうね。ひとつ委員長、理事会と諮って努力してみてもいいませんか。これは大蔵委員会の一つの権威に関係することだと思ふので、さらに努力をお願いしたいと思ふのです。あとありませんから、どうしてもだめだというなら質問を続けます。どうしてもだめなの。

○平沼委員長 理事会で一応了解をした事項でございますので、沢田委員の御意見はよく体しなから、今後またいろいろ検討もさせていただきますと思ひますが、決められたことでございますので、質問は続行していただきたいと思ひます。

○沢田委員 それでは私の場合はこれであきらめますが、次の質問者については努力をしてみたい。沢田がいなくなればまた次はということになるかもしれませんが、気が変わるかもしれないから、それで委員長は骨折してもらいたい。

そこで、海水のプラントの問題に戻りますが、各省庁はそういう教訓をなぜ学ばうとしなかったのか。どれだけの水質の違いがあるのか、その油によつて今度は機械にどれだけの支障を与えたのか。あるいは日本だって、ギリシャがそういうことをやらないとは限らないのですから、そういう場合に油によつてどれだけの水質が汚れるのか、飲料水として適しないのは何なのか、田舎のかあるいは望まぬのか酸素なのか、どれなんだ、こういうことが言えるようにしなければならぬと思ふのでありますが、その辺について建設なり厚生なり科学技術なり環境なり、それぞれの立場から、こういう教訓は二度とあり得ないのですから、やはりそれを生かさなければならぬと思ふのです。お答えいただきたいと思ひます。

○小林(康)政府委員 厚生省の水環境部長でございます。

淡水化によります水道水源は全国で三十万所ございまして、既に簡易水道の補助対象事業等として実施をしております。大都市におきましても逼迫をしておる地域がございまして、現在、沖縄及び福岡市におきまして実施のための調査の段階に入っております。しかし、今までの実施例あるいは現在の検討の中で、今回見られましたような大規模な油によります汚染というものは想定しておりませんで、その可能性は日本においては極めて少ないという前提で計画実施をしておりますので、今回の事例につきましても私も大きな関心を持って、今後知見の集積に努めていきたいというふうに考えております。

○加藤(三)政府委員 本件の油流出は、先ほどもちよつとお答えさせていただきましたが、大規模模が大きゅうございまして、どのくらい油が流れたかにつきましてもいろいろな推定がございまして、けれども、少なくともこれまで経験したことのないうに私ども考えております。これが現在はまだペルシヤ湾内にとどまつておるわけでございますが、ペルシヤ湾は、先生御存じのとおり半閉鎖性水域でございます。まだその中にとどまつているわけですが、そのうち外に出る可能性もあるというところで、私も専門家としてはそれなりの検討を進めておる次第でございます。

それから、こういう教訓かということでございますが、実は今回のような戦争によつて大量の油が意図的に放出されるという事例は、これまでこんなに大量のものは経験したことがなかったわけですが、油がかなりの量流れるということは過去にもございまして、例えば平成元年三月に米国のアラスカ沖で、非常に大きなタンカーですが、エクソン・バルディーズ号と申しますものが座礁いたしました。これによりまして約二十六万バレルの油が流出したことがございまして、これはアラスカで起きまして、そこにすんでおりますいろいろな、海鳥でありますとかあるいはラッコでありますとか、そういったものに非常に大きな被害を与え、また水産業にも大きな被害を与えたことがございます。

まさにこの経験を生かしまして、現在、こういう油流出事故に迅速に対応できるように、しかも国際協力のもとで対応できるように、しかも進展しております。これは我が国におきましては外務省あるいは運輸省、それから私も環境庁などが、こういう今回の事例にかんがみまして、この条約の早期発効といったものの必要性が強く認識されているところでございまして、私も環境庁といたしまして、こういう条約の早期締結などを目指しながら、このような戦争によるこういう事例は非常に不幸な、遺憾な事例でございますが、平和時においても油流出ということはありますので、そういうときに迅速な国際協力ができますように、体制づくりを力をつけたいというふうにしております。

○近藤(徹)政府委員 建設省としての立場についての御質問としてどのように受けとめるか、二点お答えさせていただきますと思ひます。

まずは、建設省としては河川管理者の立場から、治水対策とあわせて、河川の流況の安定を図ることによつて水資源を開発する目的で、多目的ダム、河口せき、流況調整河川の建設並びに湖沼の開発等を推進しているところでございまして、利根川のような流域で大洪水のときに、海水淡水化等の問題を検討したらどうかという御趣旨かと思ひましてお答えさせていただきますが、まず、現在、特に異常高水時においても国民生活、経済活動を維持する上で最小限必要となる水を確保するための治水対策ダム事業等を進めておるところでございます。

海水の淡水化につきましては、先ほどの省庁から御説明がありましたように、水利用者のサイドを中心として技術開発が進められておりますし、離島その他地理的条件によつて、ダム等に対応できない地域において実用化されておると聞いておるところでございますが、これらはすべて小規模であるということ、エネルギー等の問題、コストの問題、それぞれあるようでございまして、直ちに利根川のような流域でどうかということについてはいかがかと思ひますが、水利用者サイドの方の検討の進み方によりましては、我々も必要に応じて関係省庁と連絡をとつて、水資源の安定供給の立場から努力してまいりたいというふうと考えておるところでございます。

それから、河川内に石油等いろいろな汚濁物質が流出したような水質事故時における対応でございますが、現在、一級河川の直轄区間におきましては常時水質観測を進めておりますし、また水質の異常事態等を発見した場合には、直ちに利水者との関係におきまして水質事故の連絡網体制をしいておるわけでございます。また河川内における汚濁物質、特に油等につきましてはオイルフェンスを常時用意しております、直ちにその除去作業を行うことによつて対応しているところでございます。

○沢田委員 今まで述べたところでいろいろと違つているところもございまして、また、考え方がどうも政府部内の中でも一致しない面もあります、法人税の問題にしてもあれにしても、どうも負担を求めていく発想の原点が、極端に言うところ、ただその部分から取るという発想であつて、何か一貫した思想性というふうなものにちよつと事欠くのではないかと。これは後の質問者に譲ります。

それで、一つずつ聞きますから、外務省ちよつと立っていただきたいと思ふのですが、即時無条件撤退は終わりましたか終わらないか、イエスかノー。そこに立つたまままで答えてください、一問一答でございます。

○渡辺(允)政府委員 現在の時点におきましては、イラク政府は依然として六百六十以上の安保理決議を受諾しないという立場をとつておりますので、そういう意味では即時無条件撤退はまだ実現していないと判断しております。

あるいはソ連のものを利用するとかだけでなく、こういう機会にもつとアジア諸国の状況を押握をする、そういうことの機会を与えてもらえる

それから、南太平洋に台風の時期に向けてどうしても通信衛星を浮かべてというか、台風の移動というものをさらに的確に把握をしていくという

を抜きにしてこの法案は審議できない」と秘は思っている一人です。外務大臣の出席、防衛庁長官の出席を要請したのですが、きょうは出席できない

してほしいという委員長からの話がありました。大蔵大臣がすべて政府を代表して、すなわち、外務大臣や防衛庁長官の見解という立場に立つて答弁をしていただくということで結構でしようか、まずお尋ねをいたします。

○橋本国務大臣 私は大蔵大臣としてこの海部内閣に席を占めております。それ以外の立場として、国務大臣としての一般的な立場でお答えできる問題もあろうかと存じますけれども、専門分野につきましては、それぞれ専門家が参っておりますので、十分に御答弁を申し上げられるであろうと存じます。

○富塚委員 政府は一体という原則が一つはあるわけですが、現実には各省庁の説明をされる方、説明員の方々の答弁だけで外交という問題あるいはそれぞれ防衛の所管に対処する問題など、これが果たして判断できるのかどうかということになると、私は、大蔵大臣は実質的にこの問題に対処してこられた中心的な方ですから、大蔵大臣に具体的に外交の問題点についてもいろいろお尋ねをして見解をいただくということを進めさせていただきたい、こう思います。

まず第一に、九十億ドル支出の問題が、ニューヨークで開かれたG7、すなわち先進七カ国の蔵相・中央銀行総裁会議の席上、ブレイディ財務長官と橋本大蔵大臣の間で約束された、また、昨年の二十億ドル提出を決めたときに、八月から十二月の米軍出資が百億ドル必要、その二〇%負担が暗黙の了解事項とされていると一部報道されているのですが、そういうことは真実なのでしょうか、大蔵大臣。

○橋本国務大臣 昨年八月の二日に突然イラクがクウェートに侵入を開始し、そのまま占領状態に立ち至ったことは委員御承知のとおりであります。

その直後、日本政府として、この湾岸の平和と安定回復のためにまず十億ドルの多国籍軍に対する資金協力を決定いたしました。しかし、その後、周辺諸国にも経済影響がだんだん出てくる情勢

の中で、私は、たしか九月の、何日からでありましたか忘れました、八月の末に日本を飛び立ちまして、九月の初旬、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、欧州四カ国を回りながら、各国の大蔵大臣たちとこの湾岸情勢について財政当局の立場での論議を交わしておりました。その欧州におります間に、ブレイディ財務長官がブッシュ大統領の特使として日本を訪問されるということが確定をし、急速にはイギリスから飛んで帰りまして、総理との会見、そしてその後今度は私とブレイディさんの会見、二つの会見をいたしました。

その際、確かに、あと十億ドルの多国籍軍に対する資金協力を得たい、また周辺国、ジョルダン、トルコ、エジプトの三カ国を指定して、その三カ国に対して支援を求めたい、自分たちとしては二十億ドル余りの資金が欲しい、それぞれの国と相談した結果でそんな感じであるという話がありました。ただ、その時点で、ヨーロッパ各国と相談をして帰りました私にはためらいがございました。というのは、旧植民地と旧宗主国との関係において、ヨーロッパの国々が周辺国として定義をする国にはそれぞれに違いがございました。それだけに、アメリカが例示として挙げました三カ国だけで周辺国支援がとどまるかどうか、その時点では判明いたさなかつたわけでありました。ですから、その時点で私は返事を留保いたしましたし、総理も今後検討ということとを述べられ、個別に会談をされました中山外務大臣もそのような御答弁をされたと思います。

その後、日本政府内部において相談の結果、あと十億ドルの多国籍軍に対する資金協力と同時に、周辺国、これをジョルダン、トルコ、エジプトと三カ国に規定をいたしまして、とりあえずの周辺国支援というものをまとめたわけでありました。ただし、それはその後周辺国があえないという意味ではございません。その時点における三カ国という合意のもとに、今後なお影響が及ぶる国があるかもしれないということでこれが決定をい

いたしました。その時点においていつまでの負担という区分はございません。しかし、その後だんだん情勢が変化をし、厳しい対応を迫られる空気に国際的にも変わりつつあります中で、さまざまな連絡が各国の間を駆けめぐっていったことは否定をいたしません。そして一月十七日、多国籍軍がついにクウェート領域内からイラク軍を事実上排除するという行動に出ました時点からまた様相が大きく変わりました。

私がG7でニューヨークに参りましたのはまさにその時期であります。G7の席上で多国籍軍に対する資金協力が議論をされたという事実はございません。G7の席上で議論の対象になりましたのは、多国籍軍についてではなく周辺国支援についての問題でありました。これは、影響がどの程度広がるか、また、それぞれの国が関心を持つ相手国が違いましたために、結論めいたものであらずなかつたというのが実態であります。

委員がお述べになりました話は、恐らくブレイディ財務長官と二十日の日、G7に先立ちまして個別会談を行ったときのことであろうと存じます。この席上、確かに湾岸危機への支援について日本の協力の重要性というものについてはお話がございました。私の方からも、我が国としても日本の国際社会における地位というものに相ふさわしい協力をする用意があるという発言はいたしましたし、意見交換はいたしております。ただし、その時点で九十億ドルという数字が出たのかというお話であれば、これは出ておりません。そして、当時の報道等をお調べいただきましたけれども、直接の証明にはなりませんけれども、当時アメリカにおいて数字的に確定したものはなかつたという事実を申し上げるにとどめたいと思います。

この数字が決定をいたしましたより前したのは、私が日本に帰国をいたしました後、それぞれG7に参加しました各国の代表と個別に情報交換もいたしましたし、アメリカの判断もさまざまな角度から聞いておりましたし、そうしたものを総合的に総理に御報告し、その後政府・与党首脳会議

を開き、最終的に総理が決断をされた、九十億ドルというものを決定されたということであります。

○富塚委員 二〇%の負担ということが大変気になる問題なんですけれども、ある報道によると、九十億ドル支援はブレイディ財務長官から橋本蔵相ということとで、まさに実力者に照準を当ててこの問題を決着をつけよう、また自衛隊機の派遣はアマコ駐日大使から小沢幹事長に、こういったぐあいに、それぞれ日本のいわゆる中核の実力者に話を呼びかけてなされたという一部報道されているわけですが、私は、やはり二〇%、二割負担が今後必ずという問題につながっていくのではないかと、あるいはそういうことと約束があるのではないかと、あるいは非常に懸念するわけですが、けれども、それは数字の上では具体的な問題にはなっていないのです。

○橋本国務大臣 日本二〇%負担論というものがしばしばマスコミ等をにぎわしておることは私も聞いております。ただ同時に、この数字の話が当初報ぜられましたところ、アメリカは日本に二〇%、ドイツに一〇%というふうな数字が伝えられておりました。いつの間にかそのドイツの話は消えてしまっていて、日本の二〇%という話だけがまだに世に上つておられます。

しかし、日本はむしろ全人的な貢献ができないままに九十億ドルの多国籍軍に対する資金協力に踏み切ったわけでありまして、ドイツは、アメリカ一カ国に対し五十五億ドル、イギリスに対して五億四千万ドル、合計六十億四千万ドルを負担いたしておりますし、さらに、日本と同じように憲法上の制約があるとはいえないながら、NATOのエリアの中ではドイツ軍を動かすことができる立場を利用してトルコまで戦闘機部隊を派遣し、トルコから発進をする多国籍軍がイラク軍機の攻勢にさらされた場合にはともに防衛につく準備を整えてトルコまで兵士を派遣いたしております。一〇%と二〇%という組み合わせが議論をされておりましたのがいかに事実と違つかという事例で御

判断をいただきたいと思ひます。

○富塚委員 今回の法律案の第一に九千億ドル支援の趣旨が書かれています。「湾岸地域における平和回復活動（湾岸地域における平和と安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動）」、この規定をたててあるんですけれども、この「平和」というのは停戦を指して、「安定」というのは復興を意味しているのかどうかということについて、この法律のいわゆる定義の問題についてちょっとお聞かせいただきたい。

○橋本国務大臣 もし私の理解が間違つておりましたら事務方の専門家から訂正をしてもいいと思いますが、私は、今委員がお述べになりましたようなものではないと心得ております。

ただ単に停戦ということでありますならば、主権国家でありましたクウェートという国の独立は回復いたしません。また、クウェートという国がイラクから侵略を受ける直前まで存在をしておりました合法的な政府はクウェートに復活をいたしません。ここに意味するものは、大國イラクが小國クウェートを侵略し占領し、その国土を破壊し、資産を奪ひ、そうした状況の中でたび重なる国連の安全保障理事会の決議により、イラクがクウェートから退去するとともに正統な政府の復帰を認め、クウェートの独立、主権というものを認め、さらに与えた被害というものの対して賠償を行う、こうした要素を含んだ国連の安全保障理事会の六百六十から六百七十八に至る一連の決議の内容すべてを包含しておるもの、私はそのように考えております。

○富塚委員 九十億ドル以上の支出の問題がいろいろ議論されているわけです。つまり、地上戦に突入した、九十億ドル負担では我が国の援助は足りないのではないか。ある自民党さんの実力者も、場合によってはたばこ税を考慮すべきであるなどとも言われているわけですね。結局どのような拠出の定義といましようか、今回考えていくべきかという点が非常にあいまいなままに受け取られているということについて、また、恐らく地

上戦が停戦になる、そして新たな停戦後の復興対策としてさまざまな課題に援助しなければならぬという問題も出てくるのではないかと、ううううにも見られている。だから、この第一の定義にある「平和」とは、「安定」とはという問題はやはり非常に大事な定義の問題である。この法律を讀めば、もうこれ以上の支出はないのだ、もう一切これで終わりののだというふうな受けとめられても間違いないんじゃないか、私はそう思うのですが、その点はいかがなものでしょうか。

○橋本国務大臣 私は、国連の安全保障理事会決議六百六十から六百七十八にかけての十二本の決議が意味するものは、イラクがクウェートから撤兵をするだけではなく、クウェートという国の独立した主権を認め、その正統な政府の存在を認め、再び国境を越えて侵犯を侵すようなことはいない保証を行うとともに、クウェートに与えた被害といふものをみずから償ふ、こうした一連の行動を含んでおるものと思ひます。そして、その限りにおいてこの法律が想定いたしておりますものは、まさに八月二日以降湾岸に起きておりました異常な情勢、すなわち大國の一方的な小國への侵略と占領、合法的な政府の覆滅といった行動に対しその是正を求め、そしてそれが幾ら国際社会の意思として通告されても従わないイラクという大國に対し実力をもってこれを排除する行動が現在起こされ、続行中であるという状態、ここまでの部分を考慮しておるものと思ひます。

そして、その限りにおきまして少なくとも私は、平成二年度うちに追加の支出を行わなければならぬような状態が来るとは思ひておりませんし、また、湾岸において平和が回復した後に、破壊された国土の再建ということについて、あるいはこの湾岸における異常事態の影響を受けた、これは周辺国だけではございませぬ、御承知のように労働者を多数現地に送り、その送金によつて国の経済を支えていた国も多数あるわけでありまして、こうした影響までを見定めて日本として協力をしていくという部分になれば、これ

はまた私はおのずから別な問題であらうと思ひます。

○富塚委員 一日五億ドル、三月までで四百五十億ドル、まあその二割負担という一つの流れがある。しかしこの法律では、九十億ドル支援財源を生み出すための法律として、今言いましたようにいゆる平和と安定といふことを明確にしている。また、次に出てくる問題が一体どうなつてくるのかということを考えてみると、もっと政府の態度といふものは明確にしていく必要があるのではないかと私は思ひます。

次に、一日五億ドルで三ヶ月四百五十億ドルの積算は非常に過大な見積もりではないのかということの問題についてお尋ねをいたしたい。

これはアメリカの海軍協会の発行するブローシヤ「ディンクス」誌の一月号に掲載されたもので、日本の横須賀を母港とした巡洋艦ウォーデンの艦長も務めた「E・リーマン」さん、海軍大佐、退役された方この問題提起なんです、アメリカでは非常に価値ある問題提起として評価されていると実は聞いています。数年前まで海軍省海上戦計画資金部長であったという「リーマン」さんの提起ですが、戦費あるいは非戦費、一般に戦闘費に使われるのは戦費、あるいは復興や避難民の救済に使われるのは非戦費という点で、これは明確にして積算をすべきであるところの方が提起されている。

で、彼が指摘しているのは、「アメリカの議会や納税者の要求は、この戦争がなかった場合と比較してどれだけ余分に戦費を支払わなければならぬのか」ということであり、チェイニー国防長官が湾岸作戦の準備、すなわち砂漠の盾に一月十四億ドルから十六億ドルかかり、戦争になれば数倍になると言っていることは、どうしても理解ができない。例えば、この戦争によつて人命損失の数が膨大にならない限り、数倍に膨張される理由とはならない。それとも、これを機会に軍艦や爆撃機を大量に建設する気持ちになつてゐるのか」と疑問も投げかける一方で、いゆるこの「戦争

が終わったときに、現在のような米ソの関係を続けるとするならば、軍事力を現在水準に維持する必要はなくなつてしまふ」のじゃないか。また、「コストを高く見積もつて、何かアメリカではB2爆撃機のようにコスト高見積もりが問題にされてゐるようなのですが、大きな数字を宣伝することが、果たして戦争終結のとき軍事費の大削減となつてはね返つてくることも考えておくべきではないか」と警鐘を鳴らしていると聞かれてゐるわけです。

「戦費とは何か」ということの問題で、「今使われているミサイル爆弾あるいは食糧などの兵士の大部分は、この湾岸戦争のため現金を出して調達したものでなく、すべて今までに調達し備蓄してゐたもので、既に過去の予算で支出したものである。軍艦も飛行機もすべてこの戦争が始まつてから建造したのではない。したがつて、破壊される軍艦や飛行機を補充し、消耗した弾薬などを補充するといったものではないから、新規調達をしない限りこんな膨大な金額は必要としない」と述べてゐるわけです。

また、「国防長官が、湾岸戦争が開始されたら現在の数倍の戦費がかかる」と述べてゐるが、これは全く根拠がない積算だ」というふうな指摘しておつて、「この戦争で余分な支出となつた金額を『戦費』と呼ぶとすれば、兵隊の給料では危険手当相当部分、作戦行動の関係では飛行機など出撃回数増加に伴う燃料など消費部分だけだ。」これは間違ひなくこういうことなのであつて、まさにこの見積もり額が過大ではないかと指摘されてゐる。

そういうことを考えてみると、どうもこの四百五十億ドルの積算という問題も、本当に全体、つまり今参加してゐる国連安全保障理事会の決議に基づき多國籍軍の関係者の間でそういう理解が十分されてゐるのかどうか、ちょっと大蔵大臣の所見を、考え方を聞かせたいと思ひます。

○橋本国務大臣 今委員が御紹介になりました方

の論議を私は十分に存じません。しかし、先ほど申し上げましたように、少なくともG7で私がニューヨークに参りました時点で、正確な試算というものは存在しなかったということを私は申し上げます。

御参考までに、パウシャーという会計検査院長が一月四日に下院で証言をいたしております証言がございます。これは湾岸の戦闘開始前の数字でありますから、そして戦争がない、そのままだけの状態が続くことを前提にした試算だと思われませんが、この方は、約三百億ドルという数字を口にしておられます。また、一月十五日に議会の予算局が試算をいたしました数字は、二百八十億ドルから八百六十億ドル。ただしそれは、一九九一年度分と九二年以降が入っておりますけれども、一九九一年分で申しますならば、百七十億ドルから三百五十億ドルという幅を持っております。九二年以降に続くものは、百十億ドルから五百十億ドルまでの幅を持っております、合わせて二百八十億ドルから八百六十億ドルという非常に幅の広い数字となっております。また、ホワイトハウスが補正予算関係で記者発表をいたしました資料、これは二月の二十二日に発表されたものであります。一九九〇年の十月から一九九一年三月までの分、これを約四百億ドルプラス戦費にかかる費用としております、その戦費にかかる費用については現時点では確定できないということになっております。

いずれにいたしましても、今委員がお述べになりました四百五十億という数字に当たるものは、会計検査院長の下院証言におきましても、議会の試算におきましても、また今回発表されましたホワイトハウスの補正予算関係記者発表資料の中にも出てまいりません。非常に幅のある数字が出されているということを御理解いただきたいと思ひます。

○富塚委員 私がいいたいのは、その四百五十億ドルという問題の積算、つまり一月から三月までを想定してそれだけかかる。もちろんそれには空

爆も地上戦も想定をして、多国籍軍にかかる費用としてそれだけのものを想定をして積算をした。しかし一方では、今申し上げたようにアメリカの中で、じゃ戦費とは、軍費とはというふうになったときには、今までの予算で全部つくられてきたものを、それを使っているんじゃないのか。ということになると、一体その戦費の積算の根拠というものは、何か大づかみに話を決めて、そして日本にも割り当てるみたいなことになっているのではないかと、そういう点について、いよいよ戦費の積算の問題にどのようにならぬか、この見解なりあるいは意見を示しているのかということについて尋ねたいのです。

○橋本國務大臣 まず第一に申し上げたいことは、我が国は戦費を負担をいたしておるという考え方はございません。我が国が今国会に御審議をお願いし、御了承が得られるならば、政府自身の努力の上に国民にも追加的な臨時の御協力を得たいと願っております。あくまでも湾岸の平和と安定の回復のために国際的に日本が負担するにふさわしいだけの金額を支援したい。たまたま今実力によるクウェートからのイラク軍の排除という行動が出ておりますから、戦費が現実にあるということとはそのとおりでありますけれども、あくまでも湾岸平和基金に我々は拠出するのであります。しかもその九十億ドルの金額がアメリカが使えるものではございません。これは委員既に御承知のように、昨年第二回目に、補正予算の御審議を願ひ、日本が拠出をいたしました十億ドルが、細かい数字は外務省の諸君から説明してもらつても結構ですけれども、アメリカはもろに一番多数の兵士を現地に送っておりますから一番大口の使用者でありますけれども、たしか十カ国ぐらゐ配分をされているというのを申し上げなければなりません。今回の九十億ドルの支出も湾岸平和基金において各国からの要請を踏まえて配分が決められるわけでありまして、圧倒的に米軍が多いわけでありまして、多国籍軍の中で米

軍における配分が大きくなると思ひますけれども、それ以外の国も対象になるものであるということもまず御理解を願ひなければなりません。そして四百五十億ドルという数字、確かに私もマスコミその他で四百五十億ドルという数字を拝見をいたしました。しかし、アメリカの下院における、議会における会計検査院長の証言、また議会の試算、ホワイトハウスの補正予算関係の記者発表資料、それらを今例示で申し上げましたように、四百五十億ドルとして固定された数字は、議会においてもまたホワイトハウスからも出ておらないということでありまして。

○富塚委員 今国民がこの法案の決定を非常に注目しているという中に、政府の答弁が繰り返して返し変わっているという一つの事実。それはどういふことか、私の見解です。……九十億ドルは軍費に使わず、食糧や輸送、医療、通信費などに使わせることにしたい、この資金はそういうふうにしたい。しかもそれは、この法律第一条にも明記されておりますように、資金の拠出する先は「湾岸アラブ諸国協力理事会に設けられた湾岸平和基金」に拠出する、こう明記されているわけですね。しかし、これはもう二番せんじの議論になるかもしれませんけれども、アメリカ政府の補正予算案、議会提出の中の報道によると、一括してアメリカの国防予算会計に組み込まれるというのを言われているので、そう見られるというので、これが、湾岸平和基金に拠出するということと、アメリカからの答弁も、予算委員会

の答弁を見ますと、前段の段階から、後段はいわゆる非戦費に使うかのようなそういう答弁に変わってきている、見解に変わってきている。しかし、今政府は再び、第一条に湾岸平和基金に拠出すると明記しておきながら、なぜそのようなアメリカ側の対応が出てきているのかということについて、国民はやはり真実を知りたい、こういうふうに私は思ふのです。そういう点を、この法案を採決するに当たってはやはり明確にしたい、この法案を、こう思ひます。

○橋本國務大臣 多少言葉が過ぎればお許しをいただきたいのですが、私は日本の閣僚として、日本の国会において、しかも大蔵委員会という権威ある委員会において日本政府としての考え方をきちんと申し上げております。アメリカはアメリカとしてのルールでいろいろのことをお考えになるのかもしません。そして私も、予算書の附属資料に今委員が述べられたような記載がされておることも承知をいたしております。これは現に国会で御審議中のために、多国籍軍に対する資金拠出として日本政府が予定している九十億ドルのうち幾らがアメリカに配分をされることになるのか未確定な状況の中で、我々流に言いますなら、いわば枠取りのような形で九十億ドルという数字を仮置きしているのではないと思ひますが、いずれにしても、日本政府は多国籍軍に対する資金協力を湾岸平和基金を通じて行うのであります。アメリカの国防総省であれ財務省であれ國務省であれ、そこにどこかに拠出をいたすわけではございません。そして、湾岸平和基金においてその使途は相談をされ、ルールに従つてそれぞれに国に定められた枠が配分をされていく中で、圧倒的に多い米軍でありますからアメリカに向けられるものが大きな分野になるとは思ひますけれども、全部がアメリカに行くわけではないということとは、事実をもつて外務省からも説明をお聞きいただきたいと思ひます。

そして、ペーカール國務長官の議会証言の中にも、たしか一回は全部おれのところに欲しいという話があったと思ひますが、その次のときには、その九割ぐらゐ、九〇%ぐらゐは自分の方に欲しいという発言もあります。私のカウンタートプでありますブレイディ財務長官の予算委員会における証言の中には、アメリカ以外にも、イギリスとフランスの国名を挙げておられました。等に配分されるということも述べられました。九十億ドル全部がアメリカに向けられるものではないということとは、現ブッシュ政権の主要閣僚自身が議会で証言をいたしております。

○富塚委員 国民の税金、血税を拠出をして、

して湾岸戦争に貢献をする。だから、政府が言ってきたように、非戦費に支出をするという明確な立場と、この資金の拠出先というものに困難が起きないように明確に対処していく。それは大臣は、アメリカはアメリカの対応、日本は日本の対応、いろいろ言われなければいけない。しかし現実には湾岸の平和基金の中に拠出をするということが明確にされなければならない。それは同時に、日本は戦費を充てないという考え方を打ち出しているのだから、そこをどうするかを打ち出していくには私はすべきであると思っております。そういう点は、何か私の感じでは、予算委員会のやりとりの中でも随時変わってきて、明確な統一見解は出されたとしていくけれども、どうもそういう一つの流れについて国民は不信感を持たざるを得ないという状態については、やはり反省をしてきちっとしていただきたい、こう思っています。

○橋本内閣総理大臣 今御審議をいただいております第一章総則第一条の中におきまして、明確に「湾岸アラブ諸国協力理事會に設けられた湾岸平和基金に對し」と拠出先を明示をいたしております。委員は政府の答弁が二転三転したと言われますが、一転もいたしてありません。最初から同じことを申し上げております。

ただ、もしそういう意味での誤解が生ずるとすれば、湾岸平和基金からどのような形で資金が流れるかについて、繰り返し政府は答弁をいたしておりますけれども、本委員会において細かく申し上げた機会がありませんので、お許しをいただけますならば外務省からその点についてはつきりお話をさせていただきたいと思っております。よろしくごさいませうか。

○松浦(児)政府委員 従来湾岸平和基金に對しまして日本は十九億ドルを拠出してあります。最初の九億ドルが九月で、その次の十億ドルは十二月でございますが、この十九億ドルの流れについて申し上げます。これが基本的には今回の九十億ドル

ルにつきましても当てはまるものでございます。この十九億ドルは、先ほど大蔵大臣がお話になりましたように、日本政府よりGCCの中に設けられました湾岸平和基金に払い込まれております。湾岸平和基金の運営委員會、これは、GCC六カ国を代表いたしますサウジアラビア事務局長と日本を代表いたしますサウジアラビア日本大使が構成しておりますが、この運営委員會におきましてこの具体的な使途、国別配分を決めてきております。従来は資金協力とそれから物資協力の二本立てでございますが、この資金協力に關しましては輸送関連経費ということを決めて、この資金協力のお金は輸送関連経費に充てるということをこの運営委員會を通じてしっかり確保してきております。これは、資金協力は従来十カ国でございましてたけれども、最近さらにふえて十三カ国を対象にしてありますが、全体として資金協力及び物資協力合わせて十三カ国になっておりますけれども、この十三カ国に對しまして、それぞれの国がそれぞれのメカニズムでやっております。

アメリカの例で申し上げれば、湾岸平和基金から財務省の口座、これは防衛協力基金と呼ばれておりますが、財務省の口座に払い込まれ、そしてアメリカ政府は、この湾岸平和基金からこのお金は輸送関連経費として受け取ったということをして国内的にはつきりさせておまして、議會にもその旨通報しております。そして、その結果輸送関連経費に使ったということとを湾岸平和基金の運営委員會に報告してまいりまして、それを、日本政府もその報告を受けております。同じようなメカニズムが今回の九十億ドルについても該当するわけでございまして、今度は資金協力一本でございまして、具体的な使途は、總理が衆議院の予算委員會で繰り返し申し上げておられますけれども、今申し上げました輸送関連経費に加えて、医療関連、食糧、生活関連、事務関連等でございますが、今と基本的には同じメカニズムでこの具体的な使途を決め、かつ具体的に日本が払い込みました拠出金がその使途に充てられるように確保してまいりたい、こう考えております。

○富塚委員 法案に明記されているように、明確にやはり不信を除くような、そういう誤解があるとするなら誤解を除くような政府の対応をきちっとしないといけないと思っております。そこは私はそういう要請をしておきます。

次に、うちの佐藤委員が質問しました経過の中で、戦時特別会計の設置という問題が、昭和十二年日中戦争が始まったときに戦費調達ということとして第二次世界大戦が終わるまで戦費調達の窓口としてこの特別会計制度が設置された。歳出、歳入、つまり百九十七億がオーバーの支出になった。法律的には廃止されている。実態的には未決算のままに放置されておいて、大蔵省も苦慮している、こう言われている。国民の中には、九十億ドルの支援策に關連して今回提案された法人や石油の各臨時増徴税は、多国籍軍という特定の目的に使われるために、またその戦時特別会計みたいな復活を懸念する声も現実に一部にはあります。だから、佐藤委員の質問に、未決算になっており、いづれ整理したいと答弁されたということを伺っておりますが、これはいつの時期ぐらいにこの問題が整理されようとするのか、お聞かせいただきたい。

○小村政府委員 御指摘の臨時軍事費特別会計でございますが、これは決算が昭和二十一年二月二十八日をもって完結をしております。その後、算終結後の支払い等がございまして、その整理をして、現在一般会計の歳入歳出決算に添付してその金額について御報告を申し上げているところでございます。

ただ、委員御指摘のように、最終的なこの未済の状況になっておりますので、この点については好ましくないというところはもちろんございまして、したがって、他の戦時処理とあわせまして私もその解決に今後とも努力をしてみたいと考えております。

○富塚委員 やはりこれも国民の懸念している問題です。ひとつ十分に対処していただくことを要望しておきます。

それで次に、アラブの停戦の問題で、新たに今最大の山場を迎えようとしているという時期に来ているわけですが、我々が党の簡井委員からもいろいろ本會議で質問をいたしました。ゴルバチョフ大統領の停戦調停、八項目から六項目に修正された問題もありますが、ゴルバチョフ大統領は、ぜひ日本にアメリカに對して仲介役をとってほしいと、こういうふうな要請をされたにもかかわらず、何となくその点がソ連に對してはいまいな回答のままになっておいて、プッシュ政権にほとんどアプローチしていないというふうな受け取れるんですけども、この点は外務省、どういう経過をたどっているんでしょうか。

○渡辺(允)政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、ソ連を中心にしたしまして幾つかの提案が出たわけでございましてけれども、二十三日に発表されたわけの六項目提案というものが一番最後の公の提案であるわけでございます。それでこの提案は、冒頭に、イラクがクウェートからの即時撤退を求める安保理決議六六〇を運搬なく無条件で実施するということをお願いしておりますけれども、その後幾つかの条件がついておまして、特に一つは、撤退が停戦の翌日に開始されるということだけでございまして、その停戦がいつになるか、どのぐらいの期間になるかその他について明確でないということ、それからさらに、実はこの方が問題であるかと思っておりますが、撤退完了後すべての安保理決議の理由が失われ無効となるという項目がございまして、この意味は結局、例えば安保理決議六六二、これはイラクのクウェート併合を無効とするべきことを求めている決議でございますが、これが無効となってしまうということになりますので、さかのぼりまして問題の根源になりますイラクのクウェート侵攻、併合の問題が全く解決されないまま残ってしまうということになるというふうな問題が残るというのが私どもの判断でございます。私どもは、今回の事態につ

きましては、イラクのクウェート侵攻、併合に對しまして安保理が採択いたしましたすべての決議がやはりイラクに受け入れられなければ問題の最終的解決にならないという立場でございます。

そこで、二十四日に海部総理がゴルバチョフ大統領と電話会談をされましたが、その際に、ゴルバチョフ大統領のこの努力については評価を表明されましたが、以上申し上げたような我が国として見たこの問題点を明確に大統領に述べられまして、ゴルバチョフ大統領が一層努力をされて、むしろ国連の決議に従ったイラクのクウェートからの即時無条件撤退を実現させるように努力を願いたいという話をされたわけでございます。

ゴルバチョフ大統領の方は、我が国のソ連の考え方に對する支持を求めていることでもございましたけれども、実はその後、今度はソ連の方も、イラクとの間で實質的な話はアジズ・イラク外相がソ連に來た段階でもうとめておるといことを言っておるといような状況でございます。現在に至りまして、その後フセイン大統領の声明、それから国連安保理におけるいろいろな議論が行われておりますが、やはり六六〇以外の安保理決議についてこれを認めないというイラクの基本的な立場は変わっておりませんので、むしろこれを改めてすべての決議を受諾するようにイラクに訴えるということがやはり基本的な問題ではないかと思っております。

（村上委員長代理退席、委員長着席）
○富塚委員 アメリカとソ連で、いわゆる湾岸停戦に持ち込む一つの底辺にある、底流にある考え方として、アメリカは、チェイニー国防長官の言うように、サダムが死んでもだれも涙は流さぬだらうといった個人的なそういう憎悪感、気持ちにはわからぬではないわけですが、フセイン政権の影響力を根絶するということがアメリカが考えている基本的なねらい。ソビエトは、フセイン政権の存否はイラク自身が決めることだということを考えている。

きのうのある新聞に、外務省の首脳は、国連決議はフセインの打倒は含まないと見解を述べたと伝えられているわけですが。武力制裁を求めた決議六百七十八号は、イラクの侵略の排除、クウェートの正統政府の復帰を目的とするものと理解をしている、各国の、つまり多国軍艦に参加している各国の指導者もそう理解していると思うと述べたと伝えられているのですが、それはそのとおりでいいんですか。

○橋本国務大臣 だれが言ったのかよくわからぬものですから、外務省の諸君、困っておりますので、一般的に私からお答えをさせていただきますと思います。

今委員がお述べになりました外務省首脳というのがだれを指すか私にもわかりませんけれども、確かに国連の決議というものは、安全保障理事会の十二本の決議の中に、サダム・フセイン打倒とかあるのはサダム・フセインの排除とかいふことを決めていない。そして、イラクの政権をどのような形態にし、その指導者としてだれを選ぶかはイラク国民の権利であるという部分については、これは外務省首脳ならずといえど我々としても同様のことを申し上げるであらうと存じます。

○富塚委員 海部首相が繰り返してブレコリーのように言っているのは、国連の決議に基づく行動を要求しているのと執拗に何回となくそう言っているわけですね。それなら日本は、ソビエト側のゴルバチョフ提案に基づくという提案に、ついてもっと積極的に受けとめて対処することが必要だと思ふのですが、どうですか、外務省。

○渡辺（元）政府委員 先生の御指摘を冒してむしろ繰り返すことになるかもしれませんが、やはり国連の安全保障理事会の決議でイラク軍の即時無条件の撤退、それからクウェートの正統政府の復帰、その他幾つかの条項が要求されております。それで、これは単に国連安保理決議が要求しているからということではございませんで、私ももとしましては、国際法に違反したある国の他国に對する武力による侵攻というものがそのまま認められるということでは今後の国際社会の原則が崩れてしま

う、そういう立場からこの安保理決議にいわば結集されました原則に従って問題が解決されるべきであるということをおっしゃるわけでございます。したがって、その延長線上で、先ほど申し上げましたようにソ連の六項目提案であれその後のイラクの立場であれ、国連安保理決議の六六〇と言われるもの以外は認めないという立場については、その立場を変えてほしいというのがむしろ私どもの主張なわけでございます。

○富塚委員 私は、これ以上イラクを追い詰める、窮鼠猫をかむじゃないですが、まさに化学兵器を使つて大変な人類の殺りく戦に入つていったら大変なことになりはしないかと懸念する一人であらう。だから日本政府の節目節目の外交の持ち方について非常に疑問を持っています。一人なんです。どうも答弁を聞いてもあいまいですね。

だから、国連安全保障理事会の決議によつてまさにクウェートからの完全撤退を求めることにあるとするならば、ソ連のゴルバチョフ提案が正しいのじゃないですか。それを受けて積極的な外交の展開をなぜ日本政府はしようとしなかつたのかということについて、今改めて報道されていますように、このソ連の三項目新和平提案、すなわち安全保障理事会による撤退日の設定、短期間での完全撤退完了あるいは無条件撤退といふものを、国連調停の判断で停戦に持ち込みたいと今考えていることについて外務省は、外務大臣はどんな対応をしようとしているのですか、日本国政府はどんな対応をしようとしているのですか、お聞かせください。

○橋本国務大臣 政府ということでありまして、私からお答えをさせていただきます。そしてその上で、これは昨日の午後五時、フセイン大統領が行つた演説の一部であります。イラクの一部であり、過去イラクと連結していたクウェートは、我々の撤退以後はそのときの状態に戻るであらう、これは撤兵ということでありまして、しかし同時に、そのすぐ後に、イラクはクウェートが法律上も憲法上もまた実際上一

九九〇年八月八日にイラクの一部となつたことを覚えておいて、決して忘れることはない。

これは、安保理決議の六六〇のみに固執するイラクの態度とあわせて考えました場合には、クウェートの独立した主権を今後とも認めないというイラクの意思表示ととられても仕方がないのじゃないでしょうか。六百六十一は、経済制裁の話と同時に、御承知のように正統政府の復帰の問題を含んでおります。イラクが撤兵という行為、私は本当にこれは前進だと思つてます。しかし同時に、八月二日以前は厳然として独立国であつた国を一方的に占拠し、その状態を今日まで続けてきた、それを撤兵の後に改めて独立国として認められない状態のまゝやむやみすることはできないんじゃないかと私は思つてます。

そして、私が知る限りのことで恐縮でありますけれども、ゴルバチョフ大統領と海部総理との会談の中にも、イラクに對して強い影響力を持つソビエトがよりイニシアチブをとつて国連決議全体をイラクに理解させるように、遵守させるように努めてほしいという努力も海部総理は述べたと聞いております。また、昨日のイグナチエンコ、ソ連報道官の記者会見においては、安保理決議十二本の履行といふものをイラクに求める、ソ連もそういう言葉を吐いております。そうした中で、六百六十の無条件の了承のみであつた国連決議といふものに対して全く態度を表明してないイラクといふものに、やはり説得できるとすればソ連の外交努力といふものを我々も期待するところはあります。そして、そういう意味で海部総理もゴルバチョフ大統領にさらなる努力をという要請をされた、そのように私は理解をしております。

○富塚委員 やはり日本の政府が節目節目の外交の展開ということについてアメリカ側の顔色ばかりうかがつておつて十分な有効な対応をしてないというところについて、国民は大きな不満を持っています。私はそう見ている一人なんです。今大蔵大臣から答弁ありましたけれども、改めていわゆるソ連の新和平提案といふものは国連の

場で調停をしようということで、改めてそういう提起をして、一日も早く完全撤退をさせたい、こういうことを提起をしているわけです。それならそれに飛びついて、日本政府が積極的に、国連の場にあるいはアメリカに対してあるいは多国籍軍に参加している国に対して、なぜそういう態度をとろうとしないのかということが、アメリカの判断の様子待ち、アメリカは徹底的にイラクを攻撃しよう、フセイン政権を根絶しよう、こういう考えがあるから日本は出ていけ、日本政府は物が言えないというだけでは、これは一体どういうことなのかというところで私は疑問に思えてならないのです。だから早急にこの問題についてどう政府が対処するかひとつ明らかにしてもらいたいということをおっしゃっているわけです。

○橋本内閣大臣 繰り返し申し上げて恐縮であります。委員は国連安全保障理事会決議六百六十を非常に強くお述べになっておられます。しかし、六百六十は撤兵だけでありまして、イラクが八月二日に侵略を開始する前にはこの地球上に公然として存在していたクウェートという独立国の主権を回復するという条約は含んでおりません。このクウェートという国に公然と存在した政府を復帰させるという問題はこれには含まれておりません。アメリカが提起する、ソ連が提起するにかかわらず、大国が隣接する小国がある日突然侵略し、その国民を殺傷し、そこを占拠し、そこにそのまま居座り、その国の資産を無断で使用しと申しまして、無断で使用し、世界じゅうの国々がその行動を不法なものとして糾弾し、無条件で撤退することを要請し続けても、数カ月にわたってその状態を変えず、結果として多国籍軍の実力による排除という行動まで起こった過程を考えましたときに、今委員がお述べになりましたような六百六十という決議一つに準拠したのでは、クウェートという独立国をイラクという侵略国が認めるのか認めないかということはそのままだになるのです。クウェートにおける正統政府が自国に復帰して存立し得るかどうかの保証はございません。

ん。ですから、私は、実は先ほど昨日のフセイン大統領の演説のクウェートに関する部分を御紹介をしたわけでありまして、サダム・フセイン大統領の演説の中には、撤兵に関する部分と同時に、八月八日以降、憲法上も実際上も我々イラクの一部であった、それを忘れないということをおっしゃいます。これは、クウェートという国がイラクから認められることになるのでしょうか。イラクは、撤兵のみすればクウェートという国の存在は認めないのでしょうか。我々が日本政府としてイラクに求めるものは、クウェートという独立国の存在を認めること、そこに公然として存在している政府が改めてその国において政権の座を取り戻すこと、そして隣接するイラクという国が再びクウェートを侵略しないこと、その保証を求めているわけでありまして。

先ほど来御議論がありますソ連の提案、またきょうまでのイラクの主張というものの間に、国連決議六百六十を認めることは確かにございします。前進だと思えます。しかし、その後続く決議というものを依然として認めていないという状態に変わりはしないのです。これはゴルバチョフ大統領に対し海部総理からさらなる努力をお願いした、要請をしたそのポイントであり、日本政府としては、あくまでもクウェートという現にこの地球上に存在している主権国家が再び主権国家として安定した地位を占めることを心から願う、それがこの問題に対する基本的な態度であります。○富塚委員 空爆から始まって地上戦に突入した。イラクの戦力は著しく減退した。フセインは今や完全に参ってしまっている。一方では、いや、そうじゃない。今大臣が言っているように、イラクそのものに対する不信感というものが非常に強い。しかし、この世界的な状況、湾岸における状況を今判断したならば、やはり積極的に行きで停戦をさせるという日本の役割というものは、日本独自のいわゆる外交政策によって出てきていいのではないかと。今までのしがらみといましようか、そういうものの中にあるということについて

では十分理解はできません。しかし、そのところを二歩も三歩も前に出ようということができないのかどうか、私はそう思うのです。

私は、実は、第二次世界大戦のときは十五歳でした。天皇陛下を神と仰いで、それで東条内閣の聖戦を信じて、大本営発表も信じてきました。銃と竹やりでアメリカ軍と戦って、死してやまず、荒瀬として悠久の大義に生きようと思つて、自分はそんなことを考えておったときでした。しかし、戦後になって日本の敗戦の記録を読んだら、日本は広島、長崎に原爆が投下される前に敗北の宣言をする大きな流れになっていた。にもかかわらず、まだだめだ、広島、まだだめだ、長崎だ、こうやって、あの悲惨な結果を招いたことを私は身をもって体験をしている一人なので、私は決して反米ではありませんが、今のイラクの状況からするならば、あの湾岸の戦争からすると何かそういった二重写しが出てくるような感じが私にはならない。だから、これから先のもっと不幸な事態を避けるために、人類の殺りくを避けるためには、今のこの場の外交というものが非常に重要な局面にあるのではないかと、私はそう思っているわけでありまして。ですから、そういう点でいろいろ政府の判断についても聞きました。聞きましかねばならないという気持ちでこのことを申し上げています。

さて、問題は、湾岸停戦後の対ソ、対米の関係についてどういうふうにかえていくのかということとをやはり冷静に我々は議論をしてみる必要があるだろう、こう思います。四月にはソ連のゴルバチョフ大統領が来日されると予定されています。国会を出ると、大蔵省のあの別館のところに「ひらこう日ソ新時代」という大きな垂れ幕のスクリーンが掲げられています。私などの気持ちからすると、ようやく日ソ友好の新時代がやってきて、モスコの空港で厳しいチェックを受けなくても済むなど、何となくそんなほのほのとした感じになります。もちろん、日本は当然北方領土の返還

というものも要求するだろう、あるいはソ連は経済の協力を要求してくるだろう、こういうふうには思われます。しかし一番大事なことは、昨年の米ソ中心の新デタント時代、つまり、軍縮によって国民生活の向上や経済の発展を目指すという共通の世界の流れを築くようなことがあつてはならないのではないかと私は念願している一人です。昨年来のあの米ソ中心の新デタントが本物になってから、国会議員の先生も、池田大作さんも、笹川良一さんも、あるいは大新聞のリーダーを先頭に財界の指導者たちも次々にモスコに入りまして。そしてゴルバチョフ新思考に共鳴をして、ベレストロイカを称賛をしてきました。

今の状況のまま推移をして、この湾岸停戦後にソ連との関係、対米の関係、つまり米ソのバランスなりそういう対応が崩れることによって日本は新たなそういう対ソの関係に迫られてくるのではないかと懸念をするのですが、湾岸停戦後のアメリカとの関係、ソ連との関係、とりわけ日ソの関係についてどういうふうな外務省は見えていますか。

○兵藤政府委員 今先生御指摘の米ソ関係の中で、これからの我が国の対ソ関係についてまず私の方からお答えさせていただきます。四月にゴルバチョフ大統領の訪日があるわけでございます。先生もお述べになりましたように、四月にゴルバチョフ大統領の訪日があるわけでございます。私どもは、このゴルバチョフ訪日に向けて今ソ連政府といるいろいろな形での準備あるいは話し合いを行っているわけでございますが、その中で私どもは、日ソ関係の抜本的な改善のためには、先生御せのとおりの北方四島の返還を実現して平和条約を締結する、そのことによってあらゆる分野で質的に新しい日ソ関係を構築するということがぜひ必要だということに認識をしておるわけでございます。そのことがまさに日ソ間のこれまでに欠けていた平和的な安定した基礎をつくっていく、それがさらにアジア・太平洋における平和の増進に寄与していくという日ソ関係と、それから国際政治の中における意味と、二つの面からぜひとも

この問題の突破口を開いていきたいという話し合いをソ連側としておるわけでございます。

○富塚委員 二十五日にワルシャワ条約機構は、来月の三十一日までにワルシャワ条約軍を解体するということを決めたと伝えられています。EC共同体や全欧州安保協力会議に加盟する動きも模索してくるのではないかと見られています。

私が一月末にポーランドのワレサ大統領に会ったときは、ソ連のリトアニアなどの三国の問題は恐らく民主的に独立していくだろうと見解を述べていました。彼の個人の見解ですが、言っていました。ソ連も国内問題を抱えておることは御案内のとおりです。しかし、どの国でも、改革のプロセスでは局部的な紛争は起り得ると思はれます。それに、民主主義的な解決の形が必要だと思ひます。

問題は、これから先、ソ連との関係の改善を積極的に進めていく、そのためにまた、東欧のあの変化についても対応して、積極的に援助を進めて友好関係を保つていくという点で日本も大きな外交路線を敷こうとしているのだと思うのですけれども、この湾岸停戦の結果の問題からくる懸念という点で、今から除去できる障害というものはやはり排除しておく必要があると思ひ、同時に、ソ連や東欧に対する経済的な援助の問題は、大蔵大臣、状況の推移を見て拡大を考えようとするのか、あるいは様子を見るということになるのか、その点は一体どうでしょう。

○橋本国務大臣 外交全体につきましてお答えを申し上げる資格はございませんけれども、私の守備範囲内における問題点について述べさせていただきます。

近いうちにEBRD、欧州復興開発銀行が発足をいたします。まさにこれは、東ヨーロッパの劇的な変化の中で、計画経済から市場経済への移行をたどろうとする各国に対し支援の手を差し伸べるためのものであります。そして、この途中において、ソビエトをどう扱うかという論議が出、初めての三年間はみずからの出資の範囲内という制

限の付された形で、欧州復興開発銀行は間もなくスタートしようといはれております。

財政当局の立場からいいますと、東ヨーロッパの各地域というものの対し、我々は歴史的にもまた地理的にもそれほど緊密な連携を持っていたとは申せません。それだけに、この欧州復興開発銀行というものを支えていくことにより、我々は東ヨーロッパの経済復興に対して力を合わせていく、基本的にそういう考え方を持っております。

それと同時に、昨年、そのヨーロッパの大蔵大臣たちと話し合ったときに、欧州各国の持つておりますそれぞれの地域に対するノ・ハウと日本の技術力、資本とがうまく組み合わせられて支援の形にできないものであろうか、こうした論議も交わしてまいりました。そして、昨年九月のIMF・世銀総会の際、ワシントンで会いました東ヨーロッパ各国の関係者にも、日本政府としてそのような考え方も持つていく旨お伝えをしております。その中に、多少芽吹きつつあるものもあるようであります。

ソ連につきましては、多少問題の質が異なっておりますが、一つは北方四島というものの存在でありました。そして、昨年のヒューストン・サミットにおきまして、対ソ経済支援というものは非常に大きなテーマの一つとなったわけでありましたが、その結果、サミットの首脳の共通の意思として、ソ連の経済情勢分析をIMF、世銀、OECDそしてEBRD、この国際四機関の作業によつて行つてもらおう、それを見て対ソ経済支援というものについては改めて議論しようということになり、昨年十二月、この四機関機関によりますソ連経済調査報告が出てきたわけでありまして、この内容につきましては、一般的な対ソ金融支援というものは、経済改革の包括的なプログラムが存在し、また、連邦と共和国の責任関係が明確にされるなどの前提条件が満たされない限り有効ではないといはれておりました。

こうした一般的な問題がある中で、それでも相

当積極的な対ソ経済支援についての考え方もG7各国の中にはございましたので、本年一月に開かれましたG7では、対ソ経済支援の問題は一つの大きな論争のテーマたり得る、そういう想定のもとに私もニューヨークに参りました。

ところが、ちょうどG7の始まります約三十分前にリガにおける殺傷事件が報道されました。G7の空気が非常に大きく変わりました。そして、対ソ経済支援に最も熱心でありました国々を含めて、現時点においてソ連に対する経済支援を議論する雰囲気ではないということから、一月の二十日、二十一日と開かれましたG7においては、四機関の報告が出された後の最初の財政当局の責任者の会議でありましたが、対ソ経済支援というものは、ソ連の国内情勢がもうしばらく落ちつくまで見届けようという各国の合意とともに、先延ばしになっておるという状況でございます。

我々は今、北方四島の問題を抱えながら、第二次世界大戦後初めてソ連の大統領を迎えようとしている時期であり、ソ連との間のさまざまな関係というものを拡大均衡の形に持っていきたいという気持ちにはもちろん持つておりますけれども、やはり金融支援という問題になりますと、非常に慎重な対応が必要でありますし、国際四機関の分析にも出てまいりますような状況の中では、現在検討できる状況にあるとは申せない、率直にそのような感じを持つております。

○富塚委員 昨年来の米ソ中心のあつた新しいデタントというものはヨーロッパのあのような変化を生んで、ヨーロッパの共存共栄の体制をつくつていく、今さまざまな対応について模索してやつていくわけですが、やはり日本は、とりわけ東欧圏に対してしっかりとした支援をしていただきたというものが私の気持ちなんです。そして、そういう流れを少し大事にしたいのだきたいということをお願いしておきたいと思うので、今申し上げましたようにソ連と新しい時代をつ

くる、友好関係をつくつていきたい。今まではソ連を仮想敵国として日本の防衛計画がつくられてきたように思ひます。戦後四十年、日米安保条約のもとに年間四億円の経費を在日米軍の駐留に負担をしたり、あるいは年間四兆円を超える巨費の防衛費、そして三十万人の自衛隊を擁して今日に來ました。ソ連の対日侵攻の脅威を想定をして、自民党政権は防衛力の増強を図つてきたと見ます。

問題は、ソ連が仮想敵国でなくなりつつある、つまり恒久平和を確立できる日本の千載一遇のチャンス、この好機を見逃してはならない、私はそう見ている一人です。また、今申し上げましたけれども、昨年の欧州における東西両陣営の不戦宣言あるいはバリ憲章、そういったものの中でまさに変わつてつあると思うのですが、当然この防衛費の削減、防衛力のあり方の問題について積極的に検討していく時期に來ていると思うのですが、その点について防衛庁はどうお考えでしょう。

○畠山(善)政府委員 ただいまの御質問にお答えする前に一つお断りしておきますが、ただいまのお話の中に、ソ連を仮想敵国とみなして防衛力整備を行つてきたという御発言がございましたが、我々は、ソ連も含めましていかなる国をも仮想敵国と考えてきたことはございません。そこで、ただいまの御質問に対するお答えを申し上げます。

五十一年に策定されました防衛計画の大綱というものに従ひまして、私どもは防衛力の整備を進めてきたわけでございます。この大綱といひますのは、我が国がみずから適切な規模の防衛力を保持するということと、それから日米安保体制というものを前提といたしまして必要最小限のものを整備するということとでございます。当時の国際情勢の判断といたしまして、安定化へ向けての努力が進んでおるといふことから、大規模な武力衝突に至る可能性は少ないという判断のもとに、平時において十分な警戒態勢をとり得る体制を整

えるということ、それから限定、小規模の侵攻に對して対処し得るという、いわば基盤的なものを整備するという考え方に立っていただけています。

確かに委員御指摘のとおり、今日国際情勢は大きく変革をいたしております、特にヨーロッパを中心として東西関係の根強い対立というものが解消され、特に軍事面におきましてもそのようなことが総じて好ましい方向への変化が見られることは事実でございます。そうであるがゆえにこそ、また、この東西の大規模な武力衝突に至る可能性というのがより少なくなつてきているということでございますので、我々としては、安全保障會議の教回における議論を踏まえて、やはり五十一一年に策定されましたこの防衛計画の大綱の考え方に基本的に従つて着実に、しかしある意味では正面装備を抑制的にしながら、国際情勢をも踏まえてつ、こういう着実な防衛力整備を進めていくという考え方を示しているところでございます。

それで、この平成三年度を初年度といたします新中期防衛力整備計画というものを策定し、それにのつとつた形で平成三年度の予算もお願ひをしていただくわけでございますけれども、この結果をござらんいただきますまでも、非常に抑制された形になつております、例えばその新中期防衛力整備計画におきましては、現在の中期防が五年間の平均的な伸び率が五・四％であるのに対して、今度の新中期防は三％の伸び率であります。

それからまた正面装備におきましても、これは契約ベースであります、五年間に契約を許す額というものが、現中期防においては七％の増加でありましたものがマイナスの二・三％という形になつております。

個々の装備品につきましても、期間中に取得する数量が減少しているものもございますし、それから勢力ベース、つまりストックベースで見ても減少しているものもあるわけでございまして、正面装備については極力抑制する傍ら、これまで非常におくれておりました後方面につきましても充

実を図るという形で整備を図っているところでございまして。

○富塚委員 時間がありませんから簡単に申しますが、昨年は西アジア・太平洋において、米ソの太平洋艦隊司令部がウラジオとサンジエゴ双方へ軍隊の親善訪問をしたという問題なども画期的と評価されて、デタント行為の一部だといつは言われています。あるいは、米ソの冷戦終結の動きと相まって、中ソの友好あるいは中ソの国境沿いの軍隊を大きく削減する方向、あるいはカムラン湾や外モンゴルの撤退や、米國もアジアの基地から一〇％削減をしたい、こう公言をいろいろしているわけですね。

やはり日本は、防衛力の見直しと防衛費の削減という流れは、当然の帰結であつて、避けて通ることができない問題だと思ひます。私は、そして社会党が提起していますように、大型の装備なんかやるべきではない。そして、防衛費をどう削減していくのかという問題が、今回政府の提案によつて防衛費に初めて切り込んでいくという方針が出てきました。やはり積極的にそういう流れに沿つて対応するというそういう姿勢はぜひとつていただきたい、こういうふうによ望しておきます。答弁は要りません。

最後に、時間がありませんので、ぜひ大蔵大臣に政府を代表していろいろお尋ねしたいと思ひうのであります。

対ソ関係についてはいろいろ申し上げてきたが、一方ではアメリカとの良好な関係をどうそのま維持していくかということの問題があります。停戦後想定される経済摩擦の攻撃、これをどう最小限に食い止めなければならぬかという問題。アメリカも、さまざまな議会の動きがいろいろあるように報道されています。したがつて、これからの海岸停戦後の具体的な対応について、日本はアメリカとソ連と三者で協議をして具体的な復興の枠組みに協力をする、あるいは資金の援助のあり方などについて指導的な役割を果たしていくということについて、政府は積極的に努力をし

てもらいたいと思ひます。

そのために、一つは、ゴルバチョフが来日を予定されております四月の時期にソ連の側と虚心坦懐にこの問題の話し合いをする。また、日米首脳会議でも日本の立場を主張してこの問題の成熟を図つていくように努力していただきたい。そして、その根回しをややはり関係省庁は積極的にしてもらいたいと思ひますが、どうでしょう。大蔵大臣、海岸停戦後を想定して、いわゆる経済復興などの支援をしていくということの問題について、先ほどから申し上げている対ソ、対米の関係を大事にしながらか日本が積極的に貢献する役割を果たしていくということについて、そういう点について、いかがでしょうか。

○橋本國務大臣 今日までも、第二次世界大戦後の日本にとりまして、対米関係と申しますものは外交上最も大切なものでございまして。今、それぞれの部分におきましてさまざまな日米間の摩擦の種は残つておりますし、個別に、例えば我々の役所をとりまして、アメリカ側と壮絶な議論をしておる問題もございまして。しかし、そうした流れの中で全体としては日米両国の友好というものはしっかりと根づいたものと私は考えておりますし、今後ともまたそうあるべきもの、努力をしていかなければならないと思ひます。

一方、ソ連につきましても、何と申しましても、やはり日本にとりまして北方領土問題解決という大きなテーマがあることは、日米間と大きくそごをする問題だと思ひます。同時に、ソ連自身が現在改革の途上であり、その改革も今いづれの方向に向かうのかに非常に疑念の発せられておるような状況であります。国際四機関の経済調査の結果を見ましても、さまざまな問題点をはらんでおるわけでありまして、しかし、極めて近い距離に存在する大國が混乱をすることを我々は決して好みませんし、安定した発展を遂げてくれることを願つております。そうした限りにおきまして、日ソ間の友情というものが拡大されながら今後育つていくであらうでしょう。そうした中において、米ソ両国の間において日本が果たし得る役割というものが存在するならば、日本として今後積極的に努力をしていくことに否やはありません。

○富塚委員 六月か七月かに予定されているサミット、先進国首脳會議が、大きなこの海岸停戦後の問題についての経済復興の協力の仕方とかの協議をする場になるんじゃないかと想定されるわけですね。たまたまゴルバチョフ大統領が四月に来られる、日米首脳會議も延期されることを予定される。いろいろな動きがこれからアメリカ側から出てくるし、ソ連の側からもいろいろの要請があるだろう。しかし、日本がソ連とアメリカとしっかりと合意をした上でサミットに對処していつてもらうということが望ましいのではないかと、私はこう思ひます。そういう点でひとつ積極的な努力を政府に求めたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○橋本國務大臣 これは大変申しわけありませんが、政府としてではなく私個人の感で申させていただきますと、実は、サミットの場所において日本がかわりに語るべき國は、恐らく私はソ連ではないと思ひます。私はサミット、一回しか経験がありませんけれども、昨年のサミットにおきまして、ソ連の立場については欧州の大國國が皆力説をされました。しかしアジアの、また、現在天安門事件以来國際的に孤立しております中国に對して語る立場の者は、日本を除いてはございせんでした。そして、海部首相以下、中山外務大臣、私、それぞれの場において積極的に中国問題とアジアの問題を提起してまいりました。今、その後世銀その他が少しずつ動き出しておりますことにひそかな満足感を持っております。

今、委員は対ソ関係というものを非常に強調してお話になりましたし、私は、今回の海岸情勢の変化する中においてソ連の努力というものを評価しないのではありません。しかし同時に、やはりバランスをとつて世界経済を論議してまいります場合に、恐らく私は、ソ連について我々が言

出する前にドイツなりフランスなりが騒然と議論を出されるだろうと思ひますし、我々はやはり、より身近に存在をしているアジアの問題を積極的に提起していく役があるのではなからうか、率直にそのような印象を持ちました。

ただ、富塚委員の御指摘は、私は一つの見解とし、外務省の事務方の諸君も外務大臣にお伝えになるでしょうが、私からも外務大臣に富塚委員の御意見としてお伝えをしたいと思います。

○富塚委員 結局とし一年は、第二次世界大戦に次ぐと言われる大きな戦争が起きて、この結果についてどういふふうに世界の各国は対応していくのかということが大きなポイントになるだろうと私は思ひます。同時に、日本は、大臣が言った西側の一員であつて、アメリカとの関係を大事にしなければいけないという問題、それはよくわかります。しかし私は、先ほどから言っているように、ちよつとアメリカが強引過ぎはせぬか、なぜこの局面でもつと積極的な停戦のことを、それに日本はなぜ加担して外交の展開を図つていかなのかと思つてゐる一人なのです。そうすると、やはりゴルバチョフの来日あるいは日米の首脳会談やサミットという問題は、日本にとつては大きな問題だし、国民の側にとつては、やはりこのことに注目をしていくというのは当然あるべき姿だと思ふのです。

私は、海部総理も出るとか中山外務大臣も出る予定でいろいろ考へていたのですが、何か出られなくなつて、まあ五月政変説とかどうとか言われていますが、そんなことはないだろうと思ひましていろいろ準備してきたのですが……

最後に一つ。総理も、例の十月の法案の廃案後に、新たな国連、国際社会への対応、PKOについて具体的な対応の問題を政党内合意を得て早く出したい、こういうふうな盛んに言っているわけですね。新聞論調じゃないけれども、何をもちたしているんだ、何を、こういうことが一般の見方です。自衛隊の海外派兵ということに自民党がこだわっている限りこれはちよつとまとまら

ないんじゃないかと私は見ている一人なんです。が、このところを外して、社会党も含めて政党内協議をしていくというこの問題については、これは大蔵大臣、私は、そのことを一体政府はどう考へるのかについてお尋ねをして、終わりたいと思ひます。

○橋本内閣大臣 今御指摘の問題は、内閣官房で作業いたしております。私も今国会にきぎづけになつておりまして、その作業の状況を存じませんので、委員から御指摘がありましたことを、率直に官房長官にお伝えをいたします。

○富塚委員 先ほど冒頭に言つたように、アメリカの一部のマスコミでは、日本の実力者橋本大臣というところで、九十億ドルを決めたいきさつものいろいろ書かれてゐるわけですから、大蔵大臣、ぜひひとつ日本を背負つてもらうという観点で——私が冒頭言つてゐるように、きのう本案が提案されて初めてここで審議するわけですから、委員長。本来なら、総理も外務大臣も防衛庁長官も出て議論するのが私は筋だと思ふのです。まあ社会党が非力のために申しわけないのですけれども……

いづれにいたしましても、大蔵大臣、積極的にこの海岸停戦後の局面をどう打開していくか、これは日本にとつて、二十一世紀に向けて極めて重要な問題でありますので、大蔵大臣の御健闘を祈念をいたしまして、私の質問を終わります。

○平沼委員 最初、防衛庁にお聞きいたします。

○日笠委員 最初に、防衛庁にお聞きいたします。

○C30の自衛隊輸送機に關連することでございますが、国会に提出されました一般会計歳出入算補正(第2号)の各目明細書、防衛庁関係を目を通しましたけれども、いわゆる特別手当ですね、海岸危機に伴う避難民の輸送ということで行かれる場合は、これは特別手当を新しくつくらなければならぬと伺つておるわけですが、どこを見てもその特別手当が計上されておられません。ということ、三月いっぱいまでは、特別手当が

計上されておられないので、輸送機は飛ばない、こう理解していいのでしょうか。

○坪井政府委員 お答えいたします。

避難民輸送の依頼を受けた中東に自衛隊機が派遣されることになった場合に、隊員が誇りを持つて安心して業務に従事できるようにするということは大変重要なことであるというように我々は考へております。

その場合の隊員に対する手当等につきましては、先般も先生のお尋ねにお答えしたと思ふのですが、業務の内容とか性格を踏まえまして現在政府部内で検討しているというのが実情でございます。現在まだその内容等につきまして申し上げる段階にないということでございます。したがって、その手当等に係る経費につきましても、派遣の前提となるような具体的な要請が現在ないわけでございますから、輸送計画も固まつていないといふようなことから、それを見積もるということとは困難であるために、補正予算には計上してないということでございます。

○日笠委員 補正予算には計上してない。急にIOMから要請があつて飛ぶ、それで特別手当をつくる、間に合ひませんか、これは、恐らく飛べない。手当がないのじゃこれは飛べませんといふふうに理解をせざるを得ません。

防衛庁、お聞きするのですけれども、手当を創設する場合、一般職の場合は人事院の承認が要るわけですが、防衛庁の場合は特別職でございますが、新たな手当をつくる場合はどういふふうな手続が要るのですか。

○坪井政府委員 お答えいたします。

先生御案内のように、防衛庁職員につきましては、防衛庁職員給与法という法律で給与と手当等が規定されておるところでございます。したがって、今の手当の問題につきましましては、その手当自身をどういふ形で創設するかということも含めまして、現在検討中ということでございます。一般的に申し上げますと、法律で新しい手当を規定することにももちろんございますし、ま

た現在の法律の枠内で、政令等で委任されているといひますか、例えば特殊勤務手当みたいなのがございまして、そういうものの種類がいろいろあるわけですが、その中のそういった業務の特殊性というのに着目して創設するということも可能だと思ひますが、現在まだどういふ形の手当になるのかということもまさに検討中だということ、お答えは差し控へさせていただきます。

○日笠委員 仄聞しますに、もう訓練はできた、砂漠に對するいろいろな装備もできた、手当てがまだ検討中、検討中ですね。先ほどおっしゃられたように、平成三年は手当ては計上してない、その辺を総合的に勘案すると、これは飛ばないといふことだ、このように私は理解をしたいと思います。ですが、大蔵外野郎からも、飛ばさないといふ、それはもちろんそうでございますね、飛ばそうにも飛ばないといふふうには私は理解をしたいと思います。

それで、この特例政令を撤回する条件というのはどんなのでしょうか。特例政令が撤回しないのは自然消滅するといふのはどういふ状態をいうのか。停戦になつたらこの特例政令はもう即自然消滅になるのでしょうか。それとも、停戦の後にも難民が、避難民の方が出てくるから、これはまだ猶予期間がある、当面の間ですらね、自分の間。どういふ条件なら自然消滅ないしは撤回をされるか、これをお聞きしたいと思います。

○島山(善)政府委員 委員御承知のとおり、この政令におきましては、期間については特に定めはございません。「当分の間」といふふうな書いてございます。

そこで、どういふ状態になつたらこれが自然消滅するかという点でございますけれども、イラクのクウェートに對する侵攻及び占領に始まる海岸危機に伴ひ生じた避難民の本国等への輸送ということになつておりますから、その必要性がなくなつた段階、存在する期間はこの有効性が続く。逆に言えば、そういう必要性がなくなれば、実質

が、実体がなくなったということで、いわば自然消滅の形になるということでございます。

○日笠委員 もう少し議論したいところですが、時間もありませんから……。防衛庁さん、結構です。ありがとうございます。

それから、今回の特例公債約九千六百八十九億円を発行するわけでございますが、名称もこれは臨時特別公債と新たなネーミングのものでございす。それで、歳入歳出予算書を見ましたら、臨時特別公債金という項立て、いわゆる部、款、項という項立てをされておりますね。ところが、国債整理基金特別会計の予算書を見ますと、これは目立てになるのだそうですね。項ではなくて目ということですが、これは明確にするということ、あえて名前も臨時特別公債金と、こうしたところが、歳入歳出予算書には明確に出てくるけれども、それを受けるところの国債整理基金特会では出てこない。目の方で出てくる。項じゃなく目が出てくる。これはなぜこういうふうになされたのでしょうか。私は、国債整理基金特別会計も明確に項立てをすべきである、公債金、そして臨時特別公債金と、こう二つに分けて項立てをすべきである、こう思うのですが、どうでしょうか。

○小村政府委員 今回の公債金について臨時特別公債金という名称をつけて、歳入に計上する際に項立てをいたしました。これは、一つには、建設公債でもなし、また従来の特例公債でもないという意味において、明確化するために講じた措置でございます。

それから、特別会計におきまして項を立てていないということですが、これは他の公債金に倣って同じように目立てで処理をさせていたのだというところで、これは技術的な処理の一つとして御理解願いたいと思います。

○日笠委員 技術的な問題なんです、せっかく臨時特別公債金というものを一般会計予算書にはちゃんと項立てしておるわけですね。はっきりしておる。これはもうまさに海岸危機に對する、国民の皆様、これは今までの特例公債とは

ちよつと性格の違うものだということで明確にしている。ならば、同じく特別会計も明確にされた方がいいのじゃないでしょうか。

と申しますのも、租税は款ですね。その下の項は法人臨時特別税というふうになつて、この特別会計でも明記されております。四千三百六十億円。石油臨時特別税二千六百十億円。ところが公債金になつてくると、こゝは一緒になつてくつてくるわけですね。目まで見なければいけない。しかし、私たちがいただくこの予算修正書を見たら、これは出てこないわけですね。出てこない。各目明細書も出てこないでしょう。どうですか、各目明細書には出ていますか。

○小村政府委員 国債整理基金特別会計におきまして、今回の臨時特別公債につきましても、先ほどは一般会計は歳入のところでございまして、款、項に分かれていて、項で受け入れをさせていたんですが、こちらの方は歳出になります。歳出の方は、特別会計の歳出は国債整理基金支出という項が一つございす。この項の中で従来各種の歳出を取り扱っております。今回、予算参照書におきまして、臨時特別公債償還費という名称で目を立てて、その歳出の際の経理を明確にしているということでございます。

○日笠委員 私も予算書を持っていますから。要は、明確に特別会計も項立てをした方がやりわたりやすいのじゃないか。明確にするということ、この甲号の歳入歳出予算補正は臨時特別公債金とあるわけですから、それに対応する特会もそうすべきではないか、こう申し上げておるわけでありす。技術的な問題だ、こうおっしゃるかもしれません。

なぜ言うかという、これ、非常に見なつてわかりにくいのです。皆さんの先輩の河野一之さん「予算制度」という本を書かれておりますけれども、予算書はわかりにくい、こゝははっきり書いていますよ。大先輩のプロの方がおっしゃるくらいですから、私のような素人はどこを見てもわからない、これは。国民にわかりやすい予算書をつ

くつてもらいたい、こう思うわけです。

そこで、次にお聞きいたしますのは、今度はカウンタパートというのですか、それに対応する一般会計補正予算書の甲号の歳入歳出予算補正書は先ほど言いました。ところが、これは海岸平和基金提出という項立てがないですね。項立てがない。どういふふうな項立てをしておるかという、国際分担金其他諸費の中に入つてしまつてゐるのですね。一兆一千七百億円、どこを見ても海岸平和基金へ提出したということとはわかりません、これでは。こういうことをはっきり国民の目にするのですよということ、予算書を見ても明確にすべきじゃないか。

これはもう大臣ですよ。項立て、目立て、新しくつくるのは大臣の決裁が要るんでしよう、新しい項を立てる、新しい目を立てる場合は、大臣そうですね。どうですか。そういうふうな明確にした方がよかつたんじゃないでしょうか。だからといって反対するということじゃありませんから、安心して答えてください。

○橋本国務大臣 率直に申しまして、非常に専門的な知識を有しておられる御質問で、私は傾聴して聞いておりました。

○日笠委員 だって、大臣が、新しい項、目をつくるのは許可をしなければいけないはずですよ。だから、こういう臨時特別公債金という新しい項をつくるんですというときには許可をされたはずですよ。ならばこれは、この外務省の支出が「国際分担金其他」じゃなくて、やはり新しい項をつくるべきではないか、こういうアドバイスがあつてもよかつたんじゃないでしょうか。そういうことを言っているわけですよ。どうでしょうか。

○橋本国務大臣 いや、大変申しわけありませんが、私は、うちの事務方の仕事に疎漏があると思いませんので、彼らの説明するままだにそのままだ承りました。また、反論するほどの、委員はどの知識を持っておりませんでしたので、先ほどから非常に傾聴しながら拝聴いたしております。

○日笠委員 これは、私、通告しておつたはずですよけれどもね。私が申し上げたいのは、わかりやすい予算書、明確にこれだけのお金を国際平和貢献をするんだということがわかるような予算書であるべきではないかということでありす。それで、その次に、じゃ予算の説明書を見たらわかるのかということですね。まあ予算書は難しいからさとおきましよう。予算の説明書に、この海岸平和基金へ今までのトータルで幾らしたかということが出ていますか、どうでしょうか。

○小村政府委員 予算の説明におきましては各年度、あるいは補正予算については補正予算についてのおの予算の説明を出しております。その中に、当該予算において処理されたもの、これについては予算の説明において説明をしておるということでございます。御趣旨は、例えば予備費等で対応した場合に、これは当該補正予算なり当初予算において対処していないということでございます。予備費等については別途予備費調査等で提出をしてお諮りしているということでございます。

○日笠委員 ですから、予算書が難しいから予算の説明書ですよ。この説明書を見ましたら、三ページに海岸平和基金提出金、二年度成立予算一千三百億円、補正第2号追加一兆一千七百億円、合計一兆三千億円。

じゃ、これは外務省にお聞きしますが、GCCには、今幾ら海岸平和基金に提出していますか。日本円でお願いします。

○松浦(見)政府委員 今まで二度にわたつて提出しておりますが、総額は約二千五百二十九億円でございす。

○日笠委員 それにこの一兆一千七百億円をつけ加えるわけでしょう。どこを見ても出ておりませんよ。ですから、国民が見たつて、一体日本国政府は今まで幾ら提出したのか、また提出しようとしておるのかということがわからない。予算書は全然出てこない。説明書も出てこない。これで区切りを、臨時特別公債金、また法人臨時特別税、

石油臨時特別税と、わざわざ法律をいっぱい今回つくって、明確にしよう明確にしよう、直入までする、返すお金も明確にしようという中であつて、予算書を見てわからない、説明書を見てもわからない。これは一体全体、ここにいらつしやる大蔵委員の皆さんはよくわかつておられるからそういう疑問が出ないかと思うのですけれども、私は素人ですからわからない。明確に幾ら、こういうふうに今までしました、またしますというものが予算の説明書ぐらいいはあつてしかるべきじゃないか。注釈ぐらいいはあつていいじゃないですか。それが親切というものでないじゃないですか。小さな親切大きなお世話かもしれないけれども、どうでしょうか。

○小村政府委員 今回提出いたしました平成二年度補正予算(第2号)につきましては、予算の説明におきまして、その「歳出」の欄に「湾岸平和基金拠出金」ということで、一兆一千七百億円の追加ということを示しております。成立予算については千三百億円という表示がございます。こうした説明をしておりますが、なおここで不足をしておりますのは、予備費等で対処したものの、こういったものについてここに親切的記載がないという御指摘だろつと思つております。こういった点、将来できるだけわかりやすく説明をするように努力してまいりたいと思つております。

○日笠委員 よくわかりました。

じゃ続きまして、法案の逐条解釈といひませんけれども、細かく一、二お聞きしたいと思ひます。

まず、この議題となつています法案の第一章総則、第一条「趣旨」でございますが、「この法律は、湾岸地域における平和回復活動、ここが大事なんです(湾岸地域における平和と安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動をいう)を支援するため、云々、早く言えば湾岸平和基金に拠出しますよということですね。この規定でいきますと、国際連合加盟国以外の国、例えば韓国であるとかまた国際機関であるとか国連機

関であるとか、こういうところへは湾岸平和基金からは支援はできない、このようにとれるんですが、そういう理解でいいんですか。

○松浦(見)政府委員 先生がおっしゃるとおりでございます。

ただ、念のため申し上げますと、安保理決議の六七八号の二項に基づきまして今回平和回復活動が行われておりますけれども、この二項は、加盟国に対し、国際的平和及び安全を回復するため、あらゆる必要な手段をとる権限を与える、こういう形になっております。それを踏まえまして、ここに国連加盟国に言及をしている次第でございます。

○日笠委員 そうなつてくると、もう少し丁寧な書き方をされた方がいいんじゃないかと思うのです。『国際連合加盟国が行う活動』というその前に、国連決議に基づき国際連合加盟国が行う活動とかですね。

なぜ申し上げているかというと、国連平和協力法、あのとき私も理事で少し汗を流させていたいただきましたけれども、あの法律とこの法律を見ると、いろいろと違うんですね。それから、特例政令を見ましても「湾岸危機」として、括弧して「イラクのクウェイトに対する」云々、非常に細かく書いておる。この第一条の趣旨はあくまでも、増税するよ、いろんな特別な規定を設けますよということ、私に言わすと、今までの法律等々と見比べるとちよつと手抜きをしているのかなというふうな気がいたすんですね。

もう一つ言ひましようか。ならば、「この法律は、」という後に、湾岸危機に對して湾岸地域における平和回復活動を支援するためとあつてもいいんです。特例政令がそうなつてゐるんです。

そういうふうなことで、ここでわかつたことは、湾岸平和基金から資金を出して支援をするのは、国連加盟国でなくちゃいけない、限定されておる、こういうことですが、ならばお聞きします、その湾岸平和基金には運営細則とか会計規程とかいふのはあるんでしょうか。

○松浦(見)政府委員 現在、湾岸平和基金の運営管理は運営委員会が当たつておまして、運営委員会が具体的な使途その他について決定を行つております。今先生が言及されましたような形での内規はございませんけれども、この運営管理には運営委員会がしっかり当たつております。

○日笠委員 じゃ運営規則とか細則にはこれは明定しないということですね。じゃ、武器弾薬には使用しないというの、その運営規則とか細則というんでしょうか、そういうふうなものにもないんでしょうか。

○松浦(見)政府委員 運営委員会は、今先生が言及されました具体的な使途に關しまして、從來決定を二つ行つております。從來の十九億ドルに關しましては、これは資金協力と物資協力でございますので、それぞれの使途について決定を行つております。資金協力に關しましては、航空機及び船舶の借り上げ経費、その他の輸送関連経費を對象とすると、ここではつきり輸送関連経費であるということが決定されております。それから、念のため申し上げますと、もう一つの物資協力は、これはちよつと長くなりますから簡単に申し上げますけれども、防衛機材、水関連機材等々というところでこれも具体的に決めておまして、この中には今先生が言及されました武器弾薬は入っておりません。

○日笠委員 湾岸平和基金はお二人の方が運営委員会をやつておられるようですが、監査人というのはあるんですか。日本からの会計検査はできないというのがこの前のこの委員会での御答弁でしたけれども、その運営委員会には監査人といひますか、監査する人がいるのでしょうか。

○松浦(見)政府委員 先生今御指摘のような意味での監査委員というのではありませんけれども、念のため申し上げたいと思ひますけれども、交換公文におきまして、今私が申し上げました具体的な使途を運営委員会は確保する義務を負つておりまして、その上で運営委員会は、具体的な使途が運営委員会に關係国政府から報告が参りますと、そ

れを日本政府に通報するという形になりまして、今私が申し上げましたのは今までの十九億ドルについてでございますけれども、十九億ドルの資金が具体的にどういふふうに使われたかということとは日本政府として確認できる体制になっております。

○日笠委員 私の町内会でも、わずか百世帯ほどの町内会でも町内会運営規則があつて、会計監査がいて、わずか年間何十万かの金を扱つてゐるだけでもやつてゐるんですね。こんな一兆何千億円というお金を扱うのに、監査人はいない、ただ通報を受けるだけだ、こういうふうなお話を聞くと、何となく大丈夫なのかなというふうな気がいたします。

そこで、局長、湾岸平和基金の運営細則というのは、規則というのですか、それと会計規則ですか、これは資料をいただけますか、後ほどでも結構ですから。

○松浦(見)政府委員 今私触れましたこの運営委員会の決定事項全般について申し上げますと、これは残念ながら不公表ということになつておりますので、その決定事項そのものを差し上げることができませんけれども、先ほど御説明申し上げましたように、重要な事項につきましては国会の場で報告をさせていただきますと思ひます。今私が申し上げました從來の十九億ドルの具体的な使途も、これは重要なことでございますので国会で報告させていただきますのでございます。

○日笠委員 停戦が早まりまして、今回拠出します一兆一千七百億円の不用額が生じた、こういう場合はどうするか。既に運営規則とか細則とかいふようなことで明確になつてゐるんでしょうか。不用額が生じた場合の対応の仕方です。

○松浦(見)政府委員 私ども、不用額が生じるといふことは想定してありません。

○日笠委員 これは、大蔵大臣、私も予算委員会ですつと座つておりますけれども、お聞きしておりますが、たしか、不用額が生じた場合は湾岸復興の方へ使うというふうに総理はおっしゃつたの

じゃないでしょうか。大蔵大臣もお隣に座っておられたからお聞きでしょう。私もそう聞いておりますが、不用額は生じない、湾岸復興には使わない、こういうことなんですか。

○橋本内閣大臣 たしか、私は予算委員会において二つの流れの御質問があったと記憶をいたしております。一つは、この九十億ドルの金額では足りない、その追加支援が来るのではないか、その追加支援要請に対してどうするんだ、どうするんだというお尋ねがひとしきりございました。そして、そのひとしきりの流れが終わりました段階で、今度は不用額が生じたらという御質問が出たことを覚えております。そして、そのとき総理がお答えになりました正確な言葉を記憶いたしておりませんが、日本は湾岸平和基金に拠出をする、当然湾岸の平和と安定の回復のために使われる経費として、戦闘行為が終結した段階においては復興その他の費用として使われるであろうという趣旨の答弁をされたと理解しております。

○松浦(元)政府委員 今大蔵大臣が申されたことに私からあえて追加させていただくことはないのでございますが、私は、先生が不用額とおっしゃられたのは文字どおり不用に立てるという意味での不用額というふうにとりましたので、そういうことは想定していないということを申し上げましたが、今回の九十億ドルに關して申し上げれば、これはまさに湾岸におきます平和回復活動に対して与えられるわけでございまして、仮に戦闘行動が早期に終わりますと平和が早く回復いたしますと、私どもはそういう日が一日も早く来ることを期待いたしておるわけでございますけれども、戦闘行動終結後の平和維持活動、それから戦後復興等に充当するということは考えております。そういう意味で、そういうことも充当した後に何ら必要もないお金があるかという御質問かと思いましたが、そういうことは想定していないとお答えした次第でございます。

○日笠委員 そういう趣旨で使われる可能性もあるということと理解しておきます。

続きまして、今回の一兆一千七百億円につきましては、大幅な歳出削減、税外収入、なお不足する財源は臨時特別税、こういうことで、防衛費も約一千億円カットということと、その労を多とすることとでございまして、税外収入、これはもうちょっとほかにあったのじゃないか、こう思うのです。

例えば中央競馬会の特別積立金とも申しますし、剰余金とも申すのですが、何か五千億円で以上ある、こういうことなんだそうですが、今回は、売り上げの一割ということとで五百二十億円。これは法律事項で自動的に売り上げの一割。これをオグリキャップ効果というのですか、そういうことで自然に入ってきたやつ。しかし、それを差し引いてもなおかつ、特別積立金が、剰余金とも言うておるそうですが、名称は私ははっきり知らないのですが、五千億円でいふ。これは使い道が余りないんだそうすね。今度中央競馬会法を改定するうちの五割は賞金に充てるといふことですが、それでもなおかつ使い切れない。こちよこちよスタンドを直したり場外馬場を整備したくらいではとても使い切れない、こういうようなお話もあるのですが、この際、競馬ファンにも国際平和貢献というところで、この剰余金というのですか、特別積立金、少しいただいたらいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○小村政府委員 今回税外収入の確保を図った中に御指摘の中央競馬会納付金がございます。これにつきましましては五百二十億円計上をさせていただいております。

競馬会の納付金につきましては、第一納付金と第二納付金がございます。第一納付金は御指摘のように売り上げに比例したものでございます。従来、競馬納付金は畜産振興と社会保障という二つの目的をもって納付をされておりました。ただ、今年度におきまして、年度途中の増加ということとこの湾岸協力のために使用させていただきまして、

さらに、中央競馬会に特別積立金がある、これ

を取り崩すべきではないかという御指摘でございますが、従来から国会でもさまざまな角度からこの積立金につきまして御議論がありました。この特別積立金の大部分が競馬開催に必要な土地建物等の固定資産等であること、また、これ以外の流動資産につきましても、競馬開催中止といった不測の事態に備えた準備金、あるいは当面必要な設備投資に充てるための積立金、あるいは経営不振により将来赤字が生じた場合のてん補等として保有しているという聞いております。その取り崩しはなかなか容易なものではないと考えております。

なお、金額につきましましては、御指摘のように、元年度末におきまして五千五百億円というふう聞いております。

○日笠委員 後ほどやりますが、中東復興でまた恐らく日本はいろいろな意味で資金援助をしなればいけないと思っておりますが、そのときに国民から即税金をストリートにというのじゃなくて、そういう特別積立金もあるというのをひとつ主計局長の頭に入れておいていただいて、少しそれを国際平和貢献税ということをお願いすることも考えられるというのを私は提案を申し上げておきたいと思うわけでございます。

それから、仮称中東復興基金、これについてお伺いします。

と申しますのも、国連憲章五十条に、ちよつと長いかもしれませんが読んでみます。「安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとつたときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が当面したと認めるものは、国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。」とあります。これは、私どもの弁護士さんに聞くと、今回のような湾岸危機があったたわけですね、いわゆる国連決議、経済封鎖、武力行使容認、そういうことで、経済的に特別に問題が生じた場合は協議できる。早く言えば、国連で経済協力といひましようか、復興協力

といひましようか、そういうことをやりなさいという第五十条だそうでございます。ということなれば、これはもういやだ、国連中心主義でい、我が日本は中東復興に相当の、これはやはりいろいろな意味で資金協力をせざるを得ないということに相なろうかと思ひます。

そこで大蔵大臣、お聞きしますが、竹下元総理がそのことで、酒、たばこを増税したらどうか、こういう講演を某所でされておるそうでございますが、ちよつと私は、先ほど言いましたいろいろなことを考えなければいけません。酒、たばこ増税となりまして、私のような年代でもすぐ戦費調達、酒、たばこというものは、戦争中にお金が要ればすぐたばこの税金を上げる、酒の税金を上げるということとずつと来たわけですね。そういう意味では、ストリートに中東復興資金が要るので酒、たばこというのはいかかかなのか、かように私は思うのですが、率直な御感想をお聞きたいと思ひます。

○橋本内閣大臣 同じような御質問が予算委員会でもありまして、簡潔に私は見解を述べましたが、大蔵委員会の場でありまして改めて詳しく私の考え方を申し上げたいと存じます。

なぜ少し詳しく申し上げるか申しますと、クウェートという国が非常に大きな資産を現に有している国であるということが一点であります。そして同時に、クウェートが自国の領域を回復し主権を回復した時点において、当然のことながら、現在クウェートが日本に保有しております資産も、今凍結をいたしておりますものも解除し、正統な政府が使える状態になります。

こうした点を考えましたときに、クウェート一國で考えました場合にはどの程度の資金需要が出てくるのかということについては、自力の部分に相当するものが見通しがつきません。さらに、イラクが故意にその主権を侵している間において破壊を及ぼしているのは、当然のことながら賠償責任を生ずるでありましよう。それが今い

ラクが支払えるかどうか、これはまた別の問題です。そういう意味では、戦闘行為が行われた地域に限定して考えましたとき、私はそれほど、言われるような大きな資金需要というものがすぐに出てくるという印象を必ずしも持っておりません。なぜなら、多国籍軍の行動も停止するわけでありまして、多国籍軍に対して、例えばサウジにいたしましてもクウェートにいたしましても、拠出している資金というものはその後は継続しないわけでありまして、同時に、むしろ周辺の国々並びにアジアを含めまして当該地域に相当数の労働者等を送り、その送金によって経済を維持してきた国々がございます。そうした国々の経済を支えるための努力というものは当然行わなければならないと思います。しかしそれは、必ずしも中東に限定した基金あるいは国際金融機関を創設した場合にその対象地域に入るとは限りません。同時に、新たな国際金融機関の創設には、EBRDの例を見ましても相当な日数を要します。問題はそこまで行く期間、非常に焦眉の急の時期における資金需要にどう対応するかということでありまして、それから、その場合は、私は、IMFとか世界銀行といった既存の国際金融機関を中核にしながら関係諸国が相談してその支援に当たるのが最も適切であると思います。特に関係のアラブの人たちの意見が今全く出ておりません。この混乱が終結した段階においてアラブの人自身がどのような図面をかこうとするのか、我々はこれには十分敬意を表し、注意を払い、その内容を検討していく責任があらうかと思ひます。

ですから私は、相当な期間がかかる問題でありましょうし、その場合の費用負担がどれぐらいになるかによりましてはいろいろ新たな努力も考えなければならぬかもしれません、今早急に特定の税目を挙げてこれがい、あれがいと申し上げるほど将来についての自信を持った見通しが立てられないでいるという実情であります。○日笠委員 大臣の言うことはよくわかるのです。しかし、中東地域全域を含めれば、世銀とか

IMFというものは、いわゆる食糧とか水の関係とかは既に組織があつて、出資だけすればと行きますけれども、しかし今後、恐らく二十一世紀中には復興できないのではないかと話もこれあり、そういう意味では、ベーカーさんも中東復興銀行構想なんということを打ち上げておられます。

それに絡んで大臣にお聞きしたいのは、七月にサミットがありますね。とにかく早く停戦になることを願うわけですが、七月のサミットを待たずして、停戦になれば即日本国大蔵大臣としてG7に呼びかける。いわゆる中東復興の青写真をかきましよう、シナリオを私たちが書きましよう、すぐできるもの、将来的に銀行とか基金をつくるもの、これを大臣の方からG7ならG7に呼びかけて、それは国連という場もあるかもしれない、とにかくG7にでも呼びかけて、そういう一つのシナリオ、青写真を日本国が提案する。提案したからにはそれ相応の、それこそ総理がよくおっしゃる応分の負担をする。こういう積極的な、停戦後は即大臣が呼びかけて、中東復興に汗も二汗も日本国は国際国家として汗を流したい、こういうふうなことがあつてもしかるべきではないか。提案の一つでございますが、いかがですか。

○橋本国務大臣 これは日笠委員の真剣な御提案ですから、改めて私自身も勉強してみたいと思ひます。

しかし同時に、私は今率直な感じを申し上げるなら、少なくとも財政当局の責任者として国際的にイニシアチブをとり、この復興について物を言うことに非常にじくじたるものがございます。

それはなぜかと申しますと、昨年の九月のG7のとき、湾岸に兵力を展開しておらない国は日本と当時の西独、ドイツでありました。そして各国が、我々はこれだけの兵力を湾岸に出している、我々はこれだけの兵力を出していると言つて、本当に内心じくじたる思いと言ひますか寂しい気持ちでその場におりました。

本年一月のG7の際には既に地上における、航空戦という形でありましたが、クウェートから実力でイラクを排除しようという行動は始まつておりました。そして周辺国支援の問題が出ましたとくに一番最初に発言を求めたのはドイツでありまして、昨年の九月の時点とは違ひ、我々はトルコにまで現実に戦闘可能な部隊を展開している、我々ももうあなた方と同じ立場になつた、周辺国支援について我々の負担を軽くしてくれ、率直に言えばそういうことです。しかし、そういう言葉を使わずに、NATOのエリアの中で行動のできる我が国の憲法のもとでトルコまで我々は戦闘部隊を展開しているということを誇らしげに発言をし、各国がそれにならなう姿というものが私には忘れられません。同時に、それは事情をよく御存じのない方の発言ではありましたが、我々は我が国の若人の血で自由をあげなうとして、日本は金だけかと言われたつらさも私の心にしみております。

そうした雰囲気がある中で、仮に日本が善意でありましても、復興についてのイニシアチブをとる経済的な部分での発言をいたしました場合は、ね返りがどのように来るか、率直に申して私は自信がありません。

しかし、その問題は大切な問題でありますから、改めて私自身も勉強してみます。ただ、そうした空気があるということもどうぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○日笠委員 大臣は、きょうはえらい時間を気になさつて、それ以降の御答弁されませんでした。が、予算委員会でおっしゃいましたね。そのときに、我が国は武器輸出をしておりません、こうおっしゃったんでしよう。手が汚れてないという意味のことを言つた。それだけが非常に喜ばしいことだった。だから、ドイツはドイツで、NATO諸国の防衛ということでトルコに出したので、掃海艇も出したということ。我が国はまさに武器輸出では手が汚れていない国だ、こういう観点。

それからもう一つは、PKOも、きょうも富塚先生も、自衛隊より別個の組織なら一緒に乗つてもいいというような旨のお話をされましたので、これは極力早く、やろうと思へばすぐできるわけですから、そういう意味で人的貢献はできる。こういうことを踏まえれば、資金のことを言うとはね返りがきつといふ言われるかもしれませんけれども、しかし、まさかこれで日本は資金援助ができませんとは言えないと思ひます。だから、そういう意味では、リーダーシップをとられる、できればドイツと一緒にとられたらいいのじゃないかなと思ひます。これは私の提案ですから、先ほど検討されるとおっしゃつたのですから、ひとつ御検討を前向きにお願いしたいということを申し上げます。

そこで、その資金、財源ですね。これはいろいろあると思うのです。竹下元総理がおっしゃる通りに、酒、たばこもいいでしょう。健康のためにいいかもしれません。しかし、これも提案になるのですが、私、二つほど提案したいのです。

一つは、基金をつくりたい。国際平和基金でもよろしい。そこへ寄附金をしてもらつて。そして、寄附した方は寄附金控除で少し税金が返つてきます。これも一つの手ではないでしょうか。と申しますのも、今回アンマン・カイロに自衛隊機を飛ばさせないぞということ、たくさん義援金というのでしようか、集まりました。やはり日本国民とすれば、世界の孤児にはなれない、一國平和主義ではないけない、恐らく今回の湾岸危機で多くの国民がそういう理解をしたと思ひます。そういう意味では、中東復興基金でもよろしいし、国際貢献基金でもよろしい、そういうところへひとつ寄附をしてください、そして寄附金控除で少しは税金の面で返しましよう、こういうふうなもの一つ。

それからもう一つは、平成四年一月一日施行される予定の地価税です。土地の地価税、これはここでもこの前やりましたね。そのとき大臣は、これから審議を願う地価税について、それを財源

にするということとはとても言えませんが、おっしゃいました。しかし、地価税も三千億円から四千億円の税収になる、こういう予測があるわけですから、こういうものも、はつきり申し上げればお金の持ちの資産家からいただく税金です。某経済団体のトップの方も、こういう国際貢献、平和貢献はまずお金持ちから義援金をもらうんだ、そして足らずを増税で薄く広くお願いするものだ、非常に哲学的におっしゃってられました。そういうことを考えれば、地価税はまさに資産家からいただくものでございまして、三千億円から四千億円あるわけです。

この二つの提案ですね。特に地価税については、大臣から前向きな御答弁をいただけるようなことであれば、私も、地価税の法案を早く上げてもいいんじゃないか、ただ税率とか控除の問題いろいろありますけれども、かようにも思うわけではございますが、この二つの提案について御感想をお聞かせしたいと思います。

○橋本國務大臣 本日に地価税を必ずしも通してやると言われれば、本日に私も通しては幸せであります。問題は、その地価税の今考えられるような税率で対応できる程度の負担であるかどうかということもあると思います。また、税制調査会からこの地価税というのについて御提言をいただきました中に、その税率をどう使った方がいいいんではないかという御助言もいただいております。こうしたものも私の立場としては考慮に入れなければなりません。しかし、そうしたことを踏まえながら、積極的に今後考えていくべきテーマの一つであろう。まだ国会で御審議をいただく前でありまして、この程度の感想にとどめさせていただきたいと思っております。

また、基金の話がございました。これは、民間の善意を集めるという意味において一つの考え方であろうと思っております。しかし問題は、例えばソ連からやけどの坊やの最初の一人が運ばれてきたとき非常に多くの善意の基金が寄せられた。二人目のお子さんが送られてきたとき金額は大幅に

減った。三人目のお子さんが同じようにやけどで日本に送られてきたときにマスコミもほとんど報じませんでしたし、実はそのお子さんに対する寄附というものは余りなかったと聞いております。これはいいことなのか悪いことなのか、私にもわかりません。しかし、そうした気質が我々の国の中にあることもまた事実であります。そうしますと、一つの御構想として私は考えてみたいと思いますが、余り大きな期待をここにかけることも難しいのかな、率直にそんな印象を持って拝聴しております。

○日笠委員 大蔵大臣というお立場ですから、それは当然そういう御答弁になると思えます。ただ、大臣、私、別にここで反論するつもりはないのですけれども、コースチャちゃんのこと、北海道へ来たというのは、これは寄附金控除がなかったらしいですね。寄附金控除がない。それからもう一つ、郵便貯金の利子の一部がボランティア団体への支援ということで新しくできましたね。これは今非常に好調なんだそうですね。利子の二割ですか、あれ。いいですよという方が多いんだそうですね。もちろん郵政省の皆さんの一生懸命な努力もあったと思うのですが、そういう意味では、これは、そういう国際平和基金なり国際貢献基金なりは寄附金控除をつける。そして、先ほど郵政省の利子の一部を云々というようになことを見れば、これは一つの参考にはなるんじゃないか、こう思いますので、これは御指摘だけ申し上げておきたいと思っております。

さて、あちこち飛びましたけれども、もう時間があと七分ほどでございますから、今度の法案で私一番心配をいたしますのは、先ほど申し上げました国債整理基金特別会計の歳入欄に法人臨時特別税四千三百六十億、石油臨時特別税二千六百六十億と、明確にこれだけはいったことというところで、償還をするということが出ておりますが、一つは、もし税収がこれほど入らなかった場合、いわゆる予定どおり入らなかった場合は一体どうされるのか、一つ、二つ目は、反対に予定より税収

が多かった。いつも敬意を表しております大蔵省主税局が見積もったものでございますからびたつとこのとおりいくかとは思いますが、しかし一説によりまして、銀行系のシンクタンクによりまして、平成三年の法人の収益は五割、減益になるのではないかと、こういうふうな報道も出ておりました。そういうものもあわせて、この法人臨時特別税、そういうリセッション、景気が少し後退して、いろいろなシンクタンクの報道などを見ても来年度、平成三年度は非常に減益になるのではないかと、こういうことで報道されておりますが、大体この程度は間違いなく入るのか、入らなかったらどうするのか、反対に多かつたらどうするのか、その辺ちよつとお聞きしたいと思っております。

○小村政府委員 税収につきましては適正な税収見積もりを行っておりますのでございまして、結果として臨時特別税の税収見積もりとその実績の間に差額が生ずるという場合がございます。そういう場合には、技術的な調整をいたしまして今回の法律におきましては、まず税収実績が見積もりを下回る場合には、総合的減価基金である国債整理基金によつて補てんをすることを考えております。それから税収実績が見積もりを上回る場合には、税収のすべてを臨時特別公債の償還財源にまず充てます。一方、一般会計からの繰入金の予定をしておりますが、これについては減額を行わず、余った部分は従来の特例公債の償還財源に充てるといふふうに規定をしております。

○日笠委員 見積もり。

○尾崎政府委員 法人臨時特別税の見積もりについてのお尋ねでございますが、法人臨時特別税は法人税の税額を基礎として課税をするわけでございまして、例の三百萬円の控除などがあるものでございまして、平成元年の実績をもとにいたしましてその分の計算をいたしまして、その後の経済情勢などを勘案して適切に見積もったつもりでございます。

見通しがございます。私もそれを存じておりますが、御指摘のようなシンクタンクの見通しにつきましても経常利益で行われておりまして、御承知のように経常利益と税務上の課税標準となります所得には差がございます。特別損益の調整をいたしましたり、あるいはわかりやすいもので申し上げますと例の交際費などの扱いが違うわけでございます。そのままだというところでないということ、御承知のことと存じますが、やや違ふという点もございまして。

○日笠委員 いや、心配しますのは、あれは昭和五十九年でしたか、酒税が増税になりましたね。そのときに、当時竹下大蔵大臣だったと思うのですが、増税すると酒税は税収が減りますよ、こう私が申し上げたときに当時の大蔵大臣は、大蔵省が見積もった最善最高のものでございまして、こうおっしゃいました。一年後に、まさに一〇%以上税収が狂ったんですね。そのときに大蔵大臣は、もうただただこうを垂れておわびをするのみで、さう言われた。ですから、いろいろ不透明なこういう環境でございまして、このとおりいくのかという心配をして申し上げておるわけでございまして、足らなかつたらちゃんと対応ができるということでございます。もしこの税収どおりいかなければ特例でもう一年延ばしてしまおう、二年間もこれを延長しようという気はない。法律を改正しなければいけませんからね。こういうふうな理解をしてよろしいですね。

○尾崎政府委員 課税の期間は法律上明記されております。

○日笠委員 最後に、この法案の五十四条でございますが、一番最後の条文でございますが五十四条に、「政府は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得よう努めるものとする。」というふうにございます。

そこで、外務省と大蔵省に最後にお伺いしたいのは、具体的にどのような方法、手段また内容をもって国民に広く周知徹底をされようとしておら

れるのか、これをお聞きしたいと思います。

○尾崎政府委員 お尋ねの広報活動などの具体的な細目につきましては、関係省庁間で密接な連携をとりながら本法律の成立後にさらに詰めることといたしたいと考えておりますが、現在のところ次のような措置をとりたいと考えております。

まず第一に、大蔵省・国税庁が納税義務者に対して新税に関する説明会を開催して相談に応ずるほか、パンフレット、ポスターを作成するなど広く広報活動を行いたいと考えております。

それから二番目に、各省庁が関係業界、団体等に対しまして広報活動等を行うほか、各省庁の地方支分部局の窓口などにおきまして相談などに応ずることといたしたいと考えております。

三番目に、沿岸危機対策本部におきまして、総理府の協力を得ながら、この法律の趣旨や背景につきまして広く国民に対して周知に努めたいと考えております。

○松浦(晃)政府委員 外務省といたしましても、今まで、今回の九十億ドルの追加支援の背景、その必要性につきまして、関係省庁と連絡をとりながら国民の皆様様に理解していただくようにマスメディアを通じて努力してきた次第でございます。

例えばでございますけれども、一月三十日には総理みずから「総理と語る」というテレビ番組に御出席いただきまして、総理の口からもこの点を指摘していただいた次第でございますが、そのほか、外務省幹部がいろいろなテレビ番組にも出ておりますし、それから講演、座談会、討論会等を通じてさらに国民の皆様様の御理解を得るよう努力してまいりたい、こう考えております。

○日笠委員 では、一日も早い停戦を祈りつつ、質問を終わりたいと思います。

○平沼委員長 次回は、明二十八日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時七分散会

第一類第五号

大蔵委員會議録第七号

平成三年二月二十七日

平成三年三月六日印刷

平成三年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局